

平成20年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年3月3日

午前9時43分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継	代表監査委員	辰巳忠次

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算常任委員長報告について
- 日程 7. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日程 8. 議案第 1号 斑鳩町総合保健福祉会館条例について
- 日程 9. 議案第 2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例について
- 日程 10. 議案第 3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 4号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 5号 斑鳩町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 13. 議案第 6号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 14. 議案第 7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程 15. 議案第 8号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 16. 議案第 9号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 17. 議案第 10号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について

- 日程 18. 議案第 11 号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
について
- 日程 19. 議案第 12 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程 20. 議案第 13 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例について
- 日程 21. 議案第 14 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程 22. 議案第 15 号 平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 11 号）につ
いて
- 日程 23. 議案第 16 号 平成 19 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）について
- 日程 24. 議案第 17 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 4 号）について
- 日程 25. 議案第 18 号 平成 19 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第
3 号）について
- 日程 26. 議案第 19 号 平成 19 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日程 27. 議案第 20 号 平成 20 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程 28. 議案第 21 号 平成 20 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につ
いて
- 日程 29. 議案第 22 号 平成 20 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程 30. 議案第 23 号 平成 20 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算につい
て
- 日程 31. 議案第 24 号 平成 20 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算につい
て
- 日程 32. 議案第 25 号 平成 20 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 33. 議案第 26 号 平成 20 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程 34. 議案第 27 号 平成 20 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程 35. 議案第 28 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の
締結について

- 日程 36. 議案第 29 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について
- 日程 37. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程 38. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について）
- 日程 39. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 19 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）
- 日程 40. 報告第 2 号 平成 20 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
- 日程 41. 報告第 3 号 平成 20 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について
- 追加日程 1. 発議第 1 号 奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時43分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成20年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第1回町議会定例会の開会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙し中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町総合保健福祉会館条例についてを含め34議案を提出させていただきます。そのうち、議案第19号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についての議案につきましては、後ほどの提出議案説明でもご説明申し上げますが、起債の繰上償還金の支払いが議会最終日の3月25日となっておりますことから、議長並びに議員皆様の特段のご配慮を賜り、本日も審議願いまして議決を賜りますようお願い申し上げます。それぞれの議案につきましても、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月28日から2月1日までの5日間、辰巳、中西両監査委員には、平成19年度の定期監査を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、期間中は熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますと共に、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

なお、平成20年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、2番、小林議員、4番、吉野議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月25日までの23日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月25日までの23日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成19年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、これより建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会の後、閉会中の2月18日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

まず1番目に、公共下水道事業について。

平成19年度の工事進捗状況ですが、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事については、双方ともシールド機械掘進中で、龍田西污水幹線工事が約300メートル、進捗率約45%、神南污水幹線工事が280メートル、進捗率約60%となっている。

次に、平成18年度繰越事業として進めている龍田西3丁目地内、西の山地区及び夕陽ヶ丘地区の面整備工事については、2月14日すべて完了いたしました。

次に、6月定例会で契約の議決をした龍田西3丁目・6丁目地内1工区-8工事、県道王寺三郷斑鳩線については、現在機械の掘進を進めており、進捗率約70%となっている。

また、平成19年度の後期的整備工事として、龍田西6丁目、龍田2丁目、法隆寺

南1丁目、興留1丁目について、現在、管渠埋設作業中で、いずれも進捗率約50%で、年度末の完成を目指し順調に作業を進めている。

以上が現在の工事進捗状況であります。

続いて、平成20年1月31日現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が1,482件、検査済み件数が1,456件、融資あっせん利用件数が26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件となっているとの報告がありました。

委員より質疑がなく、本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2番目に、都市計画道路の整備促進について。

まず、いかるがパークウェイについては、稲葉車瀬地区の岩瀬橋下部工事について、昨年11月26日に工事着手をされた後、年内に施工ヤードの造成をし、その後年末から年始にかけて土留め矢板の設置が完了。現在までに、河川内の橋脚については、基礎部分の掘削及びならしコンクリートの打設が終わり、フーチング鉄筋組立工事が行われている。また、岩瀬橋西側の橋台部分の掘削については概ね完了し、基礎部分のならしコンクリートの打設が進められている。全体工程として、工程に大きく影響するようなおくれもなく、ほぼ順調に工事が進捗しており、5月末までには一期工事が完了の予定となっている。今日まで、工事車両の通行や騒音、また振動など工事に伴う近隣からの苦情等は特になく、引き続き工事車両等の安全対策等に万全を期していくとの報告がありました。

次に、稲葉車瀬地区における埋蔵文化財の発掘調査については、現在2カ所に分けて調査が進められており、次年度以降においても残る区間について本発掘の調査が実施される予定となっている。

続いて、五百井興留区間ですが、昨年12月15日・16日において、土地の所有者や地元の関係団体の方々と土地境界確認のための現地立ち会いを実施。また、国においては、県道大和高田斑鳩線との交差点計画案を作成しており、今後、地元に対する説明会が実施される予定となっている。

また、岩瀬橋から三室交差点への接続のための道路構造や三室交差点の計画についても、概ねまとまってきたとのこと、案がまとまり次第地元地域の方々と協議する予定となっている。

以上が、パークウェイの進捗状況です。

続きまして、都市計画道路法隆寺線について、残っている事業用地の1件について、引き続き用地交渉を重ねているとの報告がありました。

委員より、3点質疑がありました。

1点目は、服部と五百井、また三室地区での地元説明会の期日について、いつ頃の予定になっているのかとの質疑があり、理事者より、年度内の2月か3月ぐらいとの答弁がありました。

2点目は、岩瀬橋から三室交差点間の道路構造についての提示時期についての質疑があり、理事者より、できれば年度内との答弁がありました。

3点目は、埋蔵文化財の発掘説明会について質疑があり、理事者より、発掘調査は、国土交通省から橿原考古学研究所に依頼されている。発掘は、その実情を十分把握し、一定の方向づけを行ってから記者発表がされ、それから現地説明会が行われる。今後、慎重に調査等をしていただいて、最終的に結論が出れば、記者発表をし、現地説明会が当然あるべきとの答弁がありました。

次に、3番目に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて。

南口広場工事の状況については、シェルター設置工事が1月25日に、広場整備工事が2月1日にそれぞれ完了。また、モニュメント設置工事については、1月16日に入札し、2月1日から3月28日の期間において施工を行う。その内容は、駅前広場のロータリー部分にモニュメントを設置、あわせて中央分離帯に広告塔を設置。さらに、広場と西側道路との交差部分の安全を図るため、広場西側のJR旧浄化槽跡地部分に隅切りを行い、町営駐輪場までの改良を行い、広場としての動線の確保を行うとの報告がありました。

委員より、シェルター設置の目的とモニュメント設置の内容と金額についての質疑があり、理事者より、バス・タクシー乗り場の待合という形で自由通路あるいは駅舎に見合った形での意匠で設置している。また、モニュメントについては、高さは地盤から4メートルで最大幅が2.2メートル、屋根は瓦葺きとし、構造的には鋼製で設置。入札結果の契約金額は2,789万500円で、契約の相手方は宮崎建設株式会社との答弁がありました。

以上、継続審査案件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、(2)平成18年度斑鳩町公共

下水道管渠築造工事請負契約の変更について、（３）斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、低入札価格と予定価格についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、（１）平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第１１号）について、（２）平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、（３）平成１９年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）について、（４）町長専決処分について承認を求めることについて（平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について）、（５）町長専決処分について承認を求めることについて（平成１９年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）、（６）斑鳩町観光自動車駐車場の使用料減免措置について、（７）斑鳩町行政組織の見直しについて。

委員からは、町営駐車場の収入の状況等についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

ほかに理事者側から報告を求めたところ、観光協会から、２月２２日、２３日、２４日の３日間、フリーマーケット及び知床の物産等を踏まえたフリーマーケット等を開催しますので、皆様のご協力、ご支援をお願いしたいとの報告がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における厚生常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。１３番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る２月２０日、水曜日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、継続審査案件、（仮称）総合福祉会館の整備運営についてを議題とし、また３月定例会に提出を予定している斑鳩町総合保健福祉会館条例案についても、関連する案件であることから、あわせて説明を受けることといたしました。

現在の工事の進捗率は55%で、順調に工事が進んでいるという説明と、これまでに開催された運営会議の内容と、条例案の第1条から順を追っての説明がされました。さらに、この条例案に伴う施行規則案も示され、説明を受けたところです。

委員より質疑意見をお受けしたところ、1つとして耐震構造のレベルについて、2つとして住民への周知と利用促進について、3つとして住民見学会の考え方について、4つとしてエントランスなどの壁面利用について、5つとして運営会議の委員や内容、運営方法などについて、6つとして申請日の設定と使用者責任について、7つとして登録団体の考え方と高齢者に対する優遇策についてなど多数の質疑意見があり、一定の答弁がされております。改善出来るものは改善し、準備出来るものは慎重に行うなどの方向が示されています。

本件につきましては、以上のように報告を受け、一定の審査を行い、また提出予定の案件についても説明を受けたということで終わりました。

なお、この（仮称）総合福祉会館につきましては、開会中の厚生常任委員会を開催させていただき日に現地調査を行うこととさせていただいておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

次に、2番目といたしまして、3月定例会提出の付議予定議案についてあらかじめ説明を受けることといたしました。

斑鳩町後期高齢者医療に関する条例についてを議題とし、説明を受け、委員より質疑意見を求めたところ、1つとして高齢者の医療費の負担割合について、2つとして特別徴収、普通徴収の人数割合と保険料の平均額についてなどの質疑があり、一定の説明、報告がされました。

次に、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についての説明を受けたところ、委員より、委託先の身体障害者協会への対応方と委託料の違いなどについて質疑があり、南口では通常4人体制で6人のローテーションが行われていたが、北口のローテーションに組み込むなどの協会の努力をしていただくということで、会長と話し合いを行ったという説明がされています。

次に、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これにつきましては、一定の説明の後、委員から、1つとして国保運協の答申の附帯意見に対する町の考え方について、2つとして保健センターの事業量と費用の関係、また値上げによる具体的効果などについて、そして総合福祉会館で行うであろう事業のメリットなど具体的に

数字であらわすことなどについての質疑があり、一定の答弁がされております。

4つ目といたしまして、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、5つ目の斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、6つ目、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、7つ目、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、8つ目、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、9つ目、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について等は、一定の説明を受けましたが、特段の質疑もなく、3月定例会提出予定議案として、あらかじめ当委員会として説明を受けて終わりました。

次に、3つ目といたしまして、各課報告事項についてを議題といたしました。

その1として、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、保険料の激変緩和措置が終了するとされていたものを、諸般の現状をかんがみ続行されることになったことによる事務費の補正などが主なものですが、特に質疑意見はありませんでした。

2つ目として、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、70歳から74歳の人の医療費の負担割合が2割となっていたものを1年間は1割を続けるためと、国保のうち後期高齢者に移行される場合、国保に単身で残る人についての世帯割を軽減する措置をとるための事務を行うソフト改修が主なものですが、国の補助金の交付についての質疑がされ、交付されると聞いているもののいまだ交付基準が示されていないので、一般会計からの繰り入れのみで計上することになっていると答弁されました。

3つ目といたしまして、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）については、住民生活部に係る部分について説明がされ、委員より、繰越明許費の衛生処理場周辺対策事業の場所はどこかという質疑がされ、幸前地区の農道整備で、地元自治会で話をまとめていただくのに時間がかかっているという説明がされています。

次に、4つ目として、災害時に備えた実態調査について、援護必要者などのアンケートを実施し、要支援者リストを作成するという説明がありました。委員より、リストの開示について質疑があり、アンケート回答者のうち84%の方は同意となっているが、今後どのような方策をとるかは検討課題であると答弁されたのに対し、既に実施しているところの研究をすることなどの要望がされております。

5つ目といたしまして、ごみ収集業務の一部委託につきましては、公共下水道事業の

進捗に伴い、浄化槽の点検業務とくみ取り業務を行っている清水環境開発に対し、事業量の減少に伴い、それに見合うごみ収集業務の一部委託をし、臨時職員4名の再雇用をしないことが報告されたのに対し、合理化計画の策定の時期と支援金、補償金、代替え業務などの考え方などの質疑がされ、契約書や委託してきたこれまでの実績などの数字のわかる資料の提出が要望され、次回委員会に提出されることとしております。

6つ目として、住民課の窓口対応について、混雑した時の対応として、番号札を用いることにしたという説明がありました。

7つ目として、行政組織の見直しについて、(仮称)総合福祉会館に対応する課の創設と、実態に見合った係の整理統合が行われるという説明がされました。これらにつきましては、委員より特段の質疑はありませんでした。

4つ目のその他についてを議題とし、委員より質疑意見をお聞きしたところ、幸前地区の調整区域にある事業所跡地の廃棄物処理の関係について質疑意見があり、町の方から一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要でございますが、詳細につきましては会議録に整理をいたしますのでご覧いただきますようお願いを申し上げまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長(中西和夫君) それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

去る2月19日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

初めに、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事について、理事者より、説明板の設置工事について、落札業者との契約の締結を行い、現在、説明板の製作を行っている。また、石室内の見学用デッキ通路の設置工事を終え、現在、照明工事などの電気設備工事を行っているとの報告がありました。なお、3月開催の委員会において、現地の視察を予定いたしてお

ります。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、理事者より、発掘調査に向けた史跡地全体の地形測量調査を終え、現在、データ処理及び図面の作成作業に取り組んでいるとの報告を受けました。

次に、安田家古文書調査について、文書全体の調査表の作成とデータ処理が終わり、古文書の撮影作業に取り組んでおり、3月初旬に作業が終了する見込みであるとの報告がありました。

委員より、安田家の古文書について、冊子にして配布をされるのかとの質疑があり、理事者より、最終的な取りまとめは報告書となる。冊子については、作成出来るか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、3月定例議会の付議予定議案についてであります。

まず、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、理事者より、医療制度改革に伴い、健康保険等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、75歳以上の高齢者を対象に独立した医療制度として後期高齢者医療制度が平成20年4月1日に開始されるため、この後期高齢者医療制度に対応するため、住民生活部の分掌事務に新たに後期高齢者に関する事務を追加するものであるとの説明がありました。

次に、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、双方とも育児休業法の改正に伴う条例改正でありますので、一括して理事者の説明を受けました。

内容といたしましては、少子化対策の一環として、育児を行う職員における職業生活と家庭生活の両立をなお一層容易にするという観点から、従来の子育て休業では、一定期間職務から離れるという形であったが、それとは別に、職員がその職務から完全に離れることなく育児が出来るように、小学校に入学するまでの期間、常勤の職員のまま育児のための短時間勤務を認めるものとの説明がありました。

委員より、男子職員が育児休暇をとった事例はあるのかとの質疑があり、理事者より、事例はないとの答弁がなされております。

次に、各課報告事項についてであります。

まず、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について、理事者より、当委員会の所管に係る歳入歳出の補正予算として、歳入では、町民税、法人税の減額補正、選挙執行経費委託金の決定による減額補正、土地建物貸付収入の増額補正、利子及び配

当金では、決算見込み額の確定による増額補正、財産売却収入では、王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入の追加補正、寄附金の増額補正。歳出では、総務費の退職予定者特別負担金の増額補正、財政調整基金積立金等の増額補正、選挙関連費の減額補正、民生費では、寄附金の受け入れに伴う福祉基金積立金の増額補正、教育費では、藤ノ木古墳整備基金運用益見込み額の確定による基金積立金の増額補正、公債費では、利子額の確定による減額補正、予備費では、今回の補正に要する財源の補正をお願いするとの説明がありました。

委員より、町税の収納率について質問があり、当初見込みが98.9%ということであるが、最初から100%収納出来ないと考えるのはおかしいのではないか、基本は100%収納という形をとっていきべきではないかとの質疑があり、理事者より、収納率を100%として予算を計上した場合、最終年度において歳入欠損が生じ、またどこかで埋め合わせをしなければならないので、より現実的な数字を入れているということでご理解をいただきたいとの答弁がありました。

次に、行政組織の見直しについて、理事者より、少子高齢社会が進む中、住民ニーズの多様化により行政需要が多岐にわたる現状の中、組織のスリム化を行い、限られた職員をより効果的に配置を行うため、新たに住民生活部に健康対策課を設置し、現行の健康推進課の名称を国保医療課に変更する。さらに、現行の17課室局46系の組織体制を、健康対策課の新設により、1課増の18課室局に、また係では9係減の37係に改編するものであるとの説明がありました。

委員より、新しくできる健康対策課には、何名ぐらいの職員が行かれるのか、またこの健康対策課は総合福祉会館の中に設置されるのかとの質疑があり、理事者より、現在の保健センター職員11名と新規採用の保健師2名が総合福祉会館へ移るとの答弁がありました。

また、委員より、改編したことにより業務に差しさわりのないのか、1課増9係減ということになれば、人件費の増減についてどのようになるのかとの質疑があり、理事者より、課長補佐が係長を兼務している係が14係あるので、9係減ったからといって人件費には直接影響しない。また、課長職についても、現在の課長級に参事職もあるので、人事配置の中で総合的に考えていきたいとの答弁がありました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律について、理事者より、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律

が平成19年6月に成立し、今後、地方公共団体は、平成19年度決算から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率の公表が義務づけられ、また平成20年度決算からは、基準を超える団体については、早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定しなければならないとされており、本町の状況については、実質赤字比率は3.89%、連結実質赤字比率は1.62%、実質公債費比率は15.2%で、いずれも早期健全化基準には達していない。また、将来負担比率についても、現時点では具体的な算定方法が示されていないが、早期健全化基準を超えることはない見込みとの説明を受けました。

委員より、財政健全化計画を立てる場合、国の指導等はあるのか、またこの早期健全化の段階では自浄努力という考え方でいいのかとの質疑があり、理事者より、早期健全化の段階では、国の指導とまではいかない。また、これまでの財政健全化法においては、いきなり財政再建団体に陥るという法律の下で行われていたが、財政再建団体になる前に自浄努力ということで自主的に財政の再建に向けて努力しなさいという基準を設けられたのが、今回の大きな制度改革の趣旨であるとの答弁がありました。

次に、公民館教室の受講料について、理事者より、公民館教室は、趣味を通じて知識や技能を習得し、生きがいがづくりの機会として無料で教室を開催してきたが、一昨年の斑鳩町財政健全化検討住民会議の答申を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることから、平成20年度より1人当たり1回300円の受講料の徴収を行いたいとの説明がありました。

委員より、公民館教室を開催するに当たり、光熱費等の諸経費についても受益者負担として考えていかれるのかとの質疑があり、理事者より、委員会とも相談をしながら料金改定について考えていきたいとの答弁がありました。

また、以前から議論が出ていた受益者負担が今になった理由について、受講料の金額算定についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、その他について、委員より、18日の火事の件について、火災現場のファクスが屯所に流れてこなかったことについての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、予算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の2月19日、全委員出席のもと予算常任委員会を開会いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

まず初めに、各課報告事項として2件の報告がありました。

まず、1、町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第3号）については、継続事業として、神南污水幹線の上流部塩田橋西から昭和町自治会館までの路線で計画を進めていたが、河川占用許可や私道道路の承諾等の問題から施工出来る見込みがなく、改めて路線選定をしたところ、竜田川右岸道路から三室山東側道路を通る路線となり、工法の変更及び工事期間の変更が生じることから、当該工事に係る継続費について、平成20年1月9日付で町長専決処分をしたので議会で報告し承認を求めるものであるとの報告がなされました。

内容は、年度の延長と事業費の変更及び年割額の変更で、事業総額に3億1,000万円を追加し、総額を7億3,000万円とし、平成19年度で1億8,600万円、平成20年度で2億3,400万円、平成21年度で3億1,000万円とするものであり、入札については2月15日に郵便による一般競争入札を行ったとのことでした。

委員より、河川占用の許可がおりないことは事前にわからなかったのかとの質疑があり、担当部長から、事前に協議はしていたが、その時点では管渠として話を進めていたが、後に幹線管渠として位置付けられることになり、幹線管渠となると河川占用許可の対象にならないという結論になったので計画の変更が必要になったとの答弁がなされました。

本件については、3月議会に提案が予定されていることから、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、2、地方公共団体の財政の健全化に関する法律については、平成19年の6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、その目的としては、地方公共団体の財政の早期健全化に関する比率の公表の制度を設け、比率に応じて地方公共団体が

財政の早期健全化や財政の再生、また公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めると共に、計画の実施の促進を図るための財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の健全化を目指すものであるとのことです。

大きな特徴は、普通会計から地方公営企業及び外郭団体への財政状況の監視を広げ、自治体の財政負担をフローではなくストックの財政指標も評価しようとするものであり、この法律は、財政の早期健全化と再生という2つの段階を判断する基準を設け、財政再建団体に陥る前に自主的に財政再建に取り組める枠組みが設定されているとのことでした。

具体的には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率に基づく指標の公表を行うことと、さらにその4点すべてに国の基準による健全化の判断比率が示され、その4つのうち1つでもその数値を超えれば、財政再建団体に陥る手前の段階でも、財政健全化計画の策定と外部監査が義務づけられることとなっています。

また、財政指標の公表は平成19年度決算から行われることとなりますが、平成18年度決算ベースで見た斑鳩町における健全化判断比率の試算によると、実質赤字比率では、国の早期健全化基準がマイナス14.71%であるのに対し、斑鳩町は3.89%でした。連結赤字比率では、同じく早期健全化基準がマイナス19.71%であるのに対し、斑鳩町は1.62%でした。そして、もう1つの指標である将来負担比率については、まだ算定方法が示されていないので、試算が出来ないとの報告がなされました。

委員より、毎年、年に数回の補正予算が組まれ、それによって当初予算が膨らんでいくことは好ましくないと考えているが、当初予算を組む基準はどうなっているかとの質疑があり、担当課長より、当初予算については、その時点で見込まれるものを編成している。補正予算に対しては、制度改正や緊急に要した事務事業に対して編成をしているとの答弁がなされました。委員からは、ここ3年の当初予算との比較を示してほしいとの要望がありました。

次に、継続審査案件として、予算補正を必要とする事務事業についてということで、3月定例会に提案を予定されている一般会計及び各特別会計に係る補正予算5件について、報告、説明を受けました。

まず、1、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）については、歳入歳出予算の総額に2,155万円の減額を行うというもので、担当課長より説明を受け、質

疑をお受けしたところ、委員より、町税収入の減少について質疑があり、理事者より、減額理由は、1人当たりの所得金額を当初336万3,000円と見積もっていたが、334万5,000円と2万8,000円の減少となり、全体で510万円の減、また退職分離課税分が当初の見積もりよりも退職者数で下回ることから700万円の減、さらに平成19年より税源移譲が実施されたが、19年に所得がなくなった人や自営業などで所得税の減税効果が確定申告を待たなければ発生しないような方の納税率が悪くなっており、徴収率の低下につながっている。さらに、低所得者層で住民税が倍になっている方が、前納から分納にシフトするという状況も出ているとの報告がなされました。

また、委員より、繰越明許費の衛生処理場周辺対策事業について質疑があり、担当課長より、平成19年度の幸前自治会からの要望事項として、幸前1丁目地内の農道整備工事であるが、現在自治会内での調整に時間を要するため次年度への繰り越しをするとの答弁がなされました。

また、委員より、県議会選挙に係る県支出金と町支出金の差異について質疑があり、理事者より、県支出金を上回る額の支出があったとの説明がなされました。

次に、2、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、70歳以上の2割負担の凍結及び後期高齢者医療制度への移行による激変緩和措置に伴うシステム改修や、平成20年度の制度改正に伴う国民健康保険情報データベースシステムの更新など、歳入歳出の総額にそれぞれ403万1,000円の増額を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、3、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、公共下水道への接続件数見込みの減や国庫補助金の割り当て額の変更、また各課報告事項の1番目にもありました継続費における年割額の変更や、平成20年度予定の面整備を先行発注する等により、歳入歳出にそれぞれ2,276万4,000円の減額を行うというもので、担当部長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、負担金の減額で1,300万円として、当初350件の接続見込みが220件と130件も減っていることについて、一部の議員の活動が影響しているのではないか、今後どのような対策を考えているのかとの質疑があり、理事者からは、当初の設定件数が高過ぎたためであって、議員の活動が影響しているとは考えていない。啓発とあわせてくみ取りの家庭には戸別訪問を行っており、広報なども通じて今後もこうした啓発に力を入れ

ていきたいとの答弁がなされました。

それに対して委員より、業者から意見書が上がったり、住民からも、負担金がなくなってから接続しようと思っているとの声を聞くので、議員の活動は影響がないという認識はおかしいのではないかとの質疑があり、理事者より、全くないというのではなく、ある程度の影響はあると考えているとの答弁がなされました。

また、委員より、集中浄化槽の地域に対する対策について質疑があり、理事者より、そうした地域には早い段階から説明を行うようにしており、供用開始時にはスムーズに接続していただけるように対応している。また、集中浄化槽が残っている地域は3地域あるとのことでした。

また、委員より、整備計画の進行状況について質疑があり、理事者より、当初の計画より早いペースで整備が進んでいるとの答弁がなされました。

次に、4、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定や介護保険制度の改正による激変緩和措置の継続に伴い介護保険システムの改修を行うことから、歳入歳出にそれぞれ256万6,000円の増額を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、5、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）については、財政融資資金の繰り上げ償還により1億4,810万3,000円の増額を行うというもので、3,000万円程度の効果があるとのことで、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、繰り上げ償還の可否について質疑があり、理事者より、これまで財務省の分については繰り上げ償還が認められていなかったが、地方公共団体の財政状況の悪化を踏まえ、現在の低金利状態の中で、国の方で総合的に判断し、地方公共団体の財政健全化に資するとして高金利の分について繰り上げ償還が認められたとの答弁がなされました。

以上、継続審査案件5件については、当委員会として、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より、原油高騰によって、以前に1,900万円くらいの影響があるとの報告があったが、その認識に変更はないのか、また電気、ガスや鉄鉱石なども値上がりする中で、新年度予算への影響についてはどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、経済状況を勘案し予算計上しているが、

現時点では余り過大な見積もりも出来ないので、大幅な物価変動が起こった時には予算補正をお願いすることも出てくる。1,900万円という数字は、その後また上がっているの、水光熱費も上がっているとの答弁がなされました。

さらに、補正予算の必然性やあり方について、総務部長より一定の説明がなされました。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、既に平成19年度定期監査結果報告書をお持ちだろうと思いますが、定期監査結果報告を監査委員としてさせていただきます。

お手元の監査結果報告書の2ページから3ページに書いてあるんですが、「監査の概要」でございますが、記載のように、平成20年1月28日から2月1日まで延べ5日間にわたりまして私と中西監査委員、それから監査委員事務局書記と3名で、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

なお、この日程以外に、監査調書の整理でありますとか、あるいは添付の後ろの各種の表の作表、あるいは結果のまとめ、そういったものにかかなりの日数はかかっておりますが、そこには記載を省略いたしております。

監査の対象は、記載のとおり、全部の部局であります。

それから、監査の範囲でございますが、記載のとおり、予算の執行の適否を検証するために監査をいたしました。

監査の目的、あるいは着眼点でございますが、地方自治法に定めますところの最小の経費で最大の効果を上げるような運営をしているか、あるいは組織の合理化に努めているかどうかを確かめることを目的に監査をいたしました。

そこでは、2ページの下のところ、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の各観点から監査をしたと書いておりますが、特に最近盛んに言われております施策の有効性の観点から、各種事業の結果、あるいはレポート等を読覧するなどの監査手続を実施してそれを確かめさせていただきました。

また、例年どおり、2月1日の最終日には現地視察を行いまして、事務の執行及び財産の管理状態を確かめました。

「監査の結果」は、4ページの冒頭に記載しておりますように、ちょっと読んでみますが、「監査の結果、監査の対象となった各課の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行されているものと認められた。また、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳されている」というふうに認められました。

以上が、定期監査の結果であり、以下、4ページの真ん中からずっと書いてありますが、予算の執行状況の具体的な記載をしてありますが、若干補足してコメントをしておくことにしたいと思います。

4ページの真ん中の辺、一般会計、収支の状況であります。執行率、書いてありますように57.7%と、やや前年より下回っております。これは、地方債の執行が前年は16.5%、これは後ろの方の表の1、見てもらいましたら書いてありますが、前年度執行率を比較をしてありますが、前年が町債の執行が30.9%であったものが今年度は16.5%、非常に執行率が低いと。これは、年度末に町債を執行するというので、そうした方が利払いの負担は少しでも少なく済むというようなことでそうになっていると思われ。それから、繰入金の執行も、67.3%が16.9%とかなり低いというようなことで、これらを修正しますと63%ぐらいになって、ほぼ前年に近い執行率になるかと思われ。特に異常な面は見当たりません。

ただ、資金繰りは大変逼迫しております。基金からの繰替運用でしのいでいるという状況になっておりまして、年々基金からの繰替運用額が相当金額がふえてきております。最近では相当、15億円近い繰替運用額になっておるといふふうに思われます。

それから、支出の方で、歳出の方であります。同じく執行率51.8%で、前年の60.8%からかなり下がっております。これも、土木費あるいは民生費の執行率が前年並みなら同じく59%ぐらいまで執行率は上がるということで、特に今、異常なものはその他で見られないということでございます。

それから、次に、具体的な歳入の状況あるいは歳出の状況であります。歳入の状況、まずそこで書いてありますように、税収はかなり伸びております。それから、執行率も、記載のとおりやや上昇しております。しかしながら、5ページの真ん中に書いてありますように、手数料、使用料、この辺では、住宅家賃の滞納の増加などもありまして、や

や前年を下回っております。その辺の住宅家賃については、また後ほどもう一度申し上げたいと思います。

あと、一般会計の歳入あるいは歳出は、記載のとおりでございます。

7ページの下段のところではありますが、国民健康保険事業特別会計であります、これも後ろの方の別表の2に記載のとおりでございます。国民健康保険税全体では、収納率はわずかに上昇したというふうにそこに書いてありますが、8ページの上から4行目あたりのところで、国保税の収納率は、55%が55.7%とやや上昇しているというふうに書いてあるんですが、全体で見ればそうっておりますが、29ページの表を見てもらいますと、現年度分医療・介護、それから滞納分医療・介護、両方に細かく分けて、収納予算と調定額、収入済金額と、それから対調定額に対する収納率と書いてありますが、そこで個々に見ていただきますとすべて、現年度分のこの医療部分の71.7%をのけますと、ほかの収納率は全部下がっております。しかし、結果的にトータルでは、0.7ポイント上がっている。

これは、一番収入に占めるウェートの高い医療保険部分の一般被保険者部分、一番これ金額が大きいんですが、ここの収納率は同率であります、ここがふえることによって、ほかの収納率が低かっても全体を総平均、加重平均しますと、収納率は上がる。

ただ、収納率を個々に足していって単純平均すると、これは下がるということになりますが、全体の金額で見るとそういうふうに結果的には上がるという、ちょっとその辺数字のマジックというか、よく見てみないとわからない、個々には下がっているのに何で上がるんだという、そういったことになっております。

それから、国保税は、12月現在6億2,187万6,000円で、前年に比べますと、書いてありますように、6,483万8,000円収納額はふえております。

しかし、片一方歳出の方の保険給付費は、12億1,539万1,000円が13億7,086万円、1億5,546万9,000円増加しております。

そういったことで、トータルではマイナスがふえておる。この保険給付費なんかは、収納のタイミングがあつたりしますので、必ずしも単純に比較は出来ないんですが、国保税の収入増に対しまして保険給付費の方がはるかに支出がふえているということで、相変わらず収支のマイナスは増加していく傾向にあります。本年度保険税の改定がありました、厳しい財政状態が続いているというふうな様相になっております。

それから、老人保健特別会計、それから大字龍田財産区特別会計は、記載のとおりで

ございます。

公共下水道事業特別会計でございますが、歳入の方は執行率が9.8%が4.1%に下がっている。大して具体的な著変はないんですが、国庫支出金が前年に比べまして4,030万円まだ未執行の部分があるということ。それから、先ほど予算委員会の説明にもされておったように、加入分担金が見込みより大分低い状態で進んでおるということで、それがこの執行率の低い一つの理由ではないかと思えます。

色々そこに書いてありますように、くみ取り式の家庭に対して色んな接続依頼、そういった活動をなさったんですが、遺憾ながら補正で1,300万円減額されるようではありますが、そういった加入件数が低調に推移しておるといようなことでございます。

これは、公共下水道の事業支出はどんどん続いておりますし、それを下水道費を減らすわけにもいかんわけですから、より効率的に運営していこうと思うと、加入率を上げなければならないということになるのかなというふうに思われます。

それから、介護保険事業特別会計、記載のとおりでございます。

それから、水道事業会計でございますが、営業収益でやや前年度より、わずかではありますが増収となっております。給水収益は微減、わずか減っておるんですが、その他の営業収益、工事収益などの営業収益が伸びているということで、営業収益はわずかではありますが、368万3,000円前年比増収となっております。それから、逆に営業費用の方は、全体でわずか減少しております。結果的に、20年3月期の決算は、昨年と比べまして増益になるのではないかというふうに思われます。

そういったことから、当期利益、あるいは減価償却費当たりのいわゆる自己金融で、さらに老朽設備の更新、引き続き行っていきまして、コストの低減を図っていくべきであらうかなというふうに思われます。

それから、財産管理の状況でございますが、一部現地視察したり現物を台帳とチェックしたり、あるいは現品を見まして維持管理状態がどういった状況になっているかというふうなことを確かめましたが、監査実施した範囲では、いずれも良好で適正に維持管理されているというふうに認められました。

それから、12ページ以下は、監査に付け加えます意見でございます。3点ほど書いておりますが、読んでいただいていると思います。いつも言うようなことなんですが、決して問題点があったからということで書いておるわけではありません。より効率的な運営をしていくのに考えてみてはどうか、あるいは監査委員としてちょっとこんなふう

に感じられない面もないことはないというようなことを書かせていただいております。

少し読んでいってみたいと思いますが、12ページの上のところでございます。1番目、入札制度。

最近、色々と入札に関して、議会でもその議論されておられます。あるいは、色んなマスコミあたりもこういったことは盛んに書いたりしております。あるいは、他の市町村でもよくこういったことが問題になっております。ちょっと読んでみます。

「地方公共団体が発注する公共事業や購入物品については、地方自治法において一般競争入札、指名競争入札或は随意契約方式の何れかによるところとなっている。当町においても地方自治法、同施行令及び町の契約規則にしたがって各案件の予定価格等により、そういった発注手続の使い分けが行われている。

以前にも触れたところであるが、厳しい競争下での落札状況が認められるものもあるが、輪番的落札の感も拭えないものもあり、又、中には入札参加業者が少ない上に結果的に辞退者の多いものも散見されることもある。

単に落札率の高い低いを論じているのではなく、入札参加業者側に競争に値するだけの数が絶えず揃っているかどうかを問題提起をさせてもらっている」ということなんでしょうが、前に、平成14年度の定期監査でも同じようなことを申し上げたと思うんですが、入札の執行などを見ていて、全部がそうだというわけではありませんが、高額の仕事は別にしまして、中型ぐらい以下の仕事などを見ますと、いつも同じ業者が同じように、何件かがずっと各入札ごとに入っておる。

しかし、ある仕事を1回落札しますと、次の落札、入札には、そない積極的に実際問題として参加出来るかどうか。1つの仕事をとってしまうと、自分とこの許容量を超えて仕事をするわけにいかないわけですから、仕事を落とすと、次の入札にはやや消極的というか、そないに落とさないかんという意識は働かないと思うんですね。だから、どうしても仕事がある間は、積極的に落とそうというような行動にはならないのではないか。だから、このころに、今やっている仕事が終わるなというころには次の仕事を落とすようなふうにして入札、入れようというような心理が働くのではないか。どうしても普通はそういうふうになるのではないかと。

だから、前の時にもそういったことを言った。要するに、絶えず業者の数が競争に値するだけ仕事の件数よりもずっと多い。バランスが取れ過ぎるといけないのではないか。結果的に、そうすると、今言ったように輪番的になってしまう。だから、工事業者の数

を維持しておく、競争が絶えず働くというような状態になっておらなければいけない。なってないということではないんですが、そうならないように、そう流れないようにというような、中以下の工事の場合は、外部よりもほとんど町内の業者が入っておられるみたいなので、町内業者保護に結果としてはならないのかというようなことであります。そういった流れにならないように気をつけていきたいと思いますということでもあります。

続きであります、「今、国、地方を通じて財政改革が叫ばれ、時代は入札方式も挙げて指名競争入札より一般競争入札への流れでもある。こうしたことから新規登録業者の発掘も含め、町内業者も保護よりも育成にウエイトを移す必要があろう。

町内業者の競争力が十分に備わっていない時期は、多少の保護もやむを得ないかも知れないが、或る程度期間が経過すれば育成に重点を置き、経済社会に通用する力をつけさせ、競争に馴染ませるのが自由主義社会の発展の原理であり、長い目で見れば事業者の為にもなるのであって、それらの障害が生じない環境の整備に絶えず心掛けるべきであらう。

我が国はもはや高度成熟社会であり、保護政策より規制緩和で更に新規参入を促進させて、経済の停滞を回避しなければならない状況にある。

一般競争入札においては、その入札価格ラインの引き下げあるいは制限の緩和、指名競争入札においては、さらなる新規登録業者の発掘乃至は底上げ、そういったものを検討することも考えておかなければならない」ということなんですが、「育成」とは何かということなんです。保護と育成とはちょっと違うだろうと思うんですが、書きましたように、育成とは要するに競争力をつけていただくことなんです。だから、余り企業努力しないで走っておりますと、だんだん競争が、ある日突然さらに厳しくなるといった時に、よそから色々な業者が入ってくる、小さい工事までよそから業者がどんどん入ってくるような時代が仮に来たとしたら、厳しいところでもまれている業者と競争出来るかどうか。だから、絶えずそういった業者と競争出来るような力を業者側に持っておいてもらわないかん。全部よそに取られてしまうよと、だからそのためには、よそへ取りに行けるぐらいの力をつけさせていくべきだ、そういったような意味を言っておるわけでもあります。

それから、よく落札率が問題にされておることもあるんですが、確かに高い落札で落ちているものの中にはあるように見受けられるんですが、入札価格は競争でどんどん下がる。下がっていくと、もちろんちゃんとしたものに、建設物価だとか色々なそういつ

たものに基づいて予定価格というのはつくっていかれるんだらうと思いますが、入札価格も下がっていくと、また結果的に色んな積算の単価にはね返って下がっていく。そうすると、予定価格は下がっていく。そうすると、結果的に落札率は高いということにまたなったりもします。

だから、これは追いかけてこみたいなこと、必ずしも高いのが悪いということにもならない。そういった繰り返しによって、予定価格が合理化されていく結果がまた出るのではないか。だから、高くとまることもあるという、発生するというのがあるだろうと。だから、高いからいけないというわけでもないだろうと思うんです。

要するに、業者数を絶えず多く、あふれるほどというのは適切かどうかわかりませんが、そういったような状態をなるべくつくっていくというのが望ましいのではないかと、工事は落としにくい、取りにくいんやというふうに業者が言うような状態を絶えずつくっておくと。

そういったことではないかということで、制限付きの場合の制限はやや制限を緩くしていく、あるいは随意契約の場合は、継続更新で同一業者がそのまま年度変わってもやるというような例もよく見受けられますが、それは随意契約するという理由が、それだけ合理的な理由があればそれでいいのであって、別にあかんわけではありませんが、その場合でも、何も見積もり合わせするだけが完璧なものではないだろうと思います。絶えず単価の検討を十分にしていくという姿勢で運用していかなければならないのではないかなというようにございます。

それから、2番目、「視察研修の有効性」ということです。これは、必ずしも視察研修が問題ということではありません。たまたま有効性を見るのにこういったようなことではどうだろう、こういったような例ではどうなるんだらうかということをつまみこへ書いていただけなんです。

12ページ、下から読んでみますが、「農政や教育或は議会等の部署においては、伝統的とも云えそうな視察研修が続けられている。制度の趣旨や手続きは法規性に適っており何ら問題とする面もなく、研修報告についても改善の跡が窺える。

ところで、地方公共団体の財務の執行と事業の管理については経済性、効率性、有効性の3Eが要請されている。以前からも述べているところであるが、経済性、効率性については、事業管理の遂行過程を確かめることにより検証することが出来なくもない。

しかしながら、有効性についてはアウトプットとしての利用量やアウトカムとしての

住民満足度等の総合判定であって、短期間では計り得ない面もある為、その当否判断は困難な場合も多い。

視察研修は一般に比較的遠隔地を訪ねる事が多く宿泊を伴う場合も往々にして見られる。研修費用のうちには一部参加者負担金を徴収する事もあって、旅費そのものが高額に至ることは少ないが、参加する委員や議員をその期間拘束しており、これらの人々の機会損失や、町側事務当局随行者の人件費、その他の間接費も賦課してみれば、かなりの高コスト研修の筈である。

有効性を考える場合、そうしたコスト面に比し、研修の狙いは何なのか、何の問題解決なのかを明らかにして、相互に比較検討してみなければ答は出せない」というようなことなんですが、去年も観光事業についての有効性についてちょっと申し上げたんですが、これは、要するに事業をやった、何かの事業をやる。どれだけの参加者が来てくれたかというのは、これは一つのアウトプットでありまして、ようけ来たならようけ来たなという、そういうインプットに対してアウトプットは十分であったということになるんですが、しかしそれだけでは判断出来ないわけで、どれだけ住民に役に立ったのか、住民の色々な福祉にどれだけ役に立ったのかということ、なかなかわかりにくいんですが、それを判定してみないとわからない。それがアウトカムと呼ばれるもの、どんだけの効果があったかどうかというのがアウトカムと呼ばれるものなんですが、なかなかこれを判定するのが難しい。

ところで、そこで研修ということですが、研修というのはどういうことかということなんですが、広辞苑などを引いてみますと、学問や技芸などに磨きをかけて修めることとなっている。磨きをかける、あるいは修めるということになっております。

しかし、一般に研修とか研修会とかよう言うてやられるんですが、ほとんど単なる見学するだけとか、あるいは研修会というと、説明会のような、一方的な一方通行のようなものやっておられる、単に見ておられる。これで果たして、磨きをかけているとか修めるというようなことを言えるのかどうかということなんですね。

研修とよく似た用語に研究というのがあります。研究というのは何かということと同じように広辞苑で見ますと、よく調べて考えて真理をきわめることとなっておって、色々な手法の改善や新材料による効果の測定などの目的で行うこととなっておる。要するに、色々な物事のやり方を工夫して向上させていくことではないのかと、研究というのは。そういったことではないのかと思うんですが、町にも色々な研修やとかそういう研

修制度、研修会があるんですが、これは各種委員会、審議会、あるいは議会さん、そういったところで研修会とか、あるいは研修に行ったりなさるんですが、こういった知的な分野のところでは、やっぱりそういったレベルアップが目的なんだから、研修的よりもどちらかというと研究的であった方がいいのではないかと。研修のように、一方的なものを受ける、あるいは見てくるというだけでなしに、研修よりも研究的であるべきではないかというふうにも思ったりもします。

だから、この呼び方も、視察研修でなしに視察研究というふうに言う方がふさわしいのかもしれないのですが、それは別にしまして、要するにそういったところに参加していただく方、色んな視察研修に行かれる方、そこに書いてありますように、社会的に色んな貴重な仕事をなさっている方が多い。だから、2日間なら2日間、その研修に行きますと、その人がその2日間で稼いだであろう収入を逃してしまう。あるいは、社会的にもっとしなければならない仕事があったかもわからないのにそれを出来なかったという、要するにそういった機会を逃してしまうという、逸してしまうという、要するに機会損失が生じていないのかな。そういったように、機会損失、非常に目に見えないコストがかかっておるんだから、それなりの充実したものでなければ社会的なロスになってしまうというようなことを申し上げておるわけでございます。

続きでございます。

「例えば農政に関しては、複数の宿泊視察研修事業が実施されているが、まず現下の町農業の問題点、解決すべき点は何なのか、耕作放棄地の問題なのか、農家の後継者の問題なのか、あるいは農家の所得をどう考えるか、そういった農業経済の問題なのか等について色んなアンケートなどもしておられるので、そういったアンケート結果を参考にしたり、何かに焦点を絞って、それについての適切な先進地、そういったものの情報をもとにして、問題解決に向けて、価値のある結果が得られる所を決定するプロセスを踏むべきであろう。

視察レポートはこれらの趣旨は勿論のこと、問題点との結びつきと今後の具体的取り組み等を有機的に絡めたものでなければならない。そして具体的には事務当局におけるモデルケースの設定や農家のその施策に対する理解への啓蒙、あるいは問題解決の機運を高める、そういった手順が望ましいのではないかと。あるいは、その後においても追跡管理を行い、一回限りのやり放しにしているのは研修効果が薄い。そういったところから、現状では従来の踏襲域を出ないような軽い発想の感もしないこともない。だから、構成

員の割には大勢おられるのに参加者が少なかったり、そういったことも時折見られる。だから、そういった点から、有効性果たしてどうなんだろう。有効性に疑問なしとしない」というようなことをございます。

要するに、何の効果を上げようか、問題の解決は何をするんかということをも明確にして、あいまいでなしに明確にして、そして研修のレポートも、そういったことに対してどうであったかということを書いていただく。読ませていただくと、参考になったとか、そういったようなことは書いてあるんですが、問題点に対してどうであったかというような研修レポートを書いていただかないと、有効性についてはどうもはっきりしない、有効性が薄いというふうに感じるのではないか。

それから、その後も引き続いて、色んなところで、委員会だとか審議会とかで色んな答申だとももらうんですが、それをもらって一回きりで終わりの場合が多い。そんなもの出た場合は、その後引き続いてそれを管理してフォローしていかなければならない、一つの物事を、答申なり答えを出したらね。そういった観点から、そういった視察も、場合によっては後をフォローしていくということも必要でありましようというようなことをございます。

それから、最後14ページでございますが、「管理執行面における正確性、合規性に関しては特段の問題点は見当たらず、そうした点で職員個々の執務状態は良好である。

ところで、国や県といったレベルでは国民、県民と行政サイドの距離も遠いので、しがらみにとらわれることなく割り切った行政運営が出来よう。これが、市町村、特に町村のような小規模自治体に於いては、個々の住民と行政の関係が比較的近い。このことは、行政と住民の信頼関係を築く上では好都合であり、事業の執行における協力も得やすくその面のメリットはあろう。

当町も県下町村では小規模自治体に該当しないと思われるが、聖徳太子の『和を以て貴しと為す』の伝統によるものか、町内での大きなトラブルもなく、町職員、住民間においても互いに顔見知りの関係にあることもどちらかと云えば多いのではないかとと思われる。

そういったしがらみに基因するのか、規定の運用等において時として必ずしも厳格さを保持し得ているとは云えない面も感じられる。

前述の入札指名登録業者数の問題も多少そうした町内皆で仲良くやってゆこう、かも知れないし、そのほか町営住宅家賃の滞納も前年度決算では多少改善されていたが当年

は再び増加し始めており、これらの督促手続に、折角、賃貸契約書に連帯保証人を執り延滞防止を補強しているにもかかわらず、長期延滞に何ら手が打たれていなかったり、個人住民税の無申告世帯に関しても課税所得が不存在だという合理的な基礎を得る迄の突っ込みが弱かったり、勿論町税や国民健康保険税の滞納整理に関しても改められては来たが、過去はそうした面が見られた。水道料金の大口滞納も同様である。国レベルの行政運営に比べてみて全般に生ぬるい感じは否めないところである」と書かせてもらっています。

問題があったというわけではありませんが、要するに非常に皆心安いということで、何かをきちっと厳しく対処しなければならない時も、間に仲良くしていると、なかなかそういうことは言い出しにくいこともあります、しがらみというんですが。そういったようなことがあれば、運用しにくいので、その辺は毅然としたやり方、地元に住んでおる、地元と心安いとなかなかそれが出来ない、しがらみ、そういったものを毅然としたやり方で変えていくというようなことが出来ているかどうかということで、例えば税金でも、本税は延滞してはる人から何やかや言うてもらおう、あるいは何か収入あった時にもらおう。しかし、延滞金も本来はついていくんですが、延滞金はどちらかいうと払っていただければもうけもんというような運用になっていないのかどうか。国の税務署の国税の徴収、あるいは社会保険事務所のそういった社会保険料の徴収は、いや応なし、徹底して延滞金まで全部取ります。だから、それに比べると、地方のどうもそういった税金の徴収などにも、ややそういった点では差があるのではないかと。うちだけではありません、これはよそでも皆そうだろうと思うんですが。

町民税の申告も、給料支払い報告出てない、あるいは税務署へ確定申告出してないというような人々に対しては、お尋ねを出したり、何か尋ねられておるんですが、回答をもらおう。それでも返ってこないとか、あるいは本当にこの人無収入なのかなどかなというような人も、それで1回きりぐらいで終わってしまうという。こんなものに余り手間はかけてられませんので、税金には「最少徴税費の原則」というのがあって、もらう税金より高いコストをかけたなら何もならないということがありますから、手間暇かける必要はありませんが、ある程度合理的な基礎を得るところまで一応確かめてみるというようなことも必要ではないかと。

それから、色んなそういった滞納者だとか、住宅家賃の滞納の方だとか、あるいは水道の料金でもそうなんですが、そういった滞納の方がおられる。口頭で色んなことをお

っしゃられるんでしょうけれども、ちょっと大口の方なんかやったら、実際の財政状態どうなっているのか具体的なことをやっぱりお聞きになって、資料もいただいたり、あるいは相手が企業の場合は財政状態、決算書や試算表、そういったものももらって説明を聞く。だから、それだけのものを読めるというレベルもこっちも必要であります、そういったようなことも必要ではないかというふうに思います。

それから、「最後に歳出の大きなウエイトを占めるのは人件費であるが、その削減に関しては正職員の臨時職員への代替や自然減でそれなりに人件費増加にはブレーキがかかっている。しかし、昨今の財政事情から更なる削減策も検討をしておかねばならない。これらに関しては例えば勤勉手当に差を設ける等、給料、手当に刺激的要因をもう少し導入すべきではとも考えられ、個人差を付けるのは情実に流れる等運用に難しい面はあるものの、民間では行われており差をつけられないのなら給与の規定を現実に合わせて難解な条文からもっと単純で一見して理解可能なスタイルに改正すべきではないだろうか。又、専門分野の人事は硬直化の様相が見られ、他の職場への異動はあまり行われていないようで、現在のところこれら要員の自然退職を待って、次の人事を考えるか、あるいは外部委託に切換えようとしているようであるが、それでは時間を要することとなる。果たしてそんな余裕を持っている状況なのかが気にかかるところである」。

例えば、幼稚園の先生であるとか、あるいは給食の調理員さんであるとかいうような方は、一般職のようなんですけど、専門職的に取り扱われておるようでありまして、一般事務への人事異動というのは余り、そんなに行われてない。そうすると、給食を外部へ委託するということになっても、それらの正規職員がおられる間は出来ないということなんです。外部へ委託するとその人らの仕事がなくなりますから出来ない。そうしていたら、いつまでも時間がかかる。一般事務職に異動してもらって、そしてそういった外部委託をするなら、もう少し早くそういったことで完全に外部へ委託してしまえるような、そういった運用を考えてみてはどうだろうかというようなことでございます。

幼稚園の先生についても、入園児がどんどん減ってきている。今年はそうでもなかったようですが、在園者がどんどん減っていくのに、先生は定年にならないとやめてもらえないという、1人当たりのコストがそれだけいつまでたっても高くつくということで、何かそういったコストを下げるためには、人事異動も考えなければならないのではないかと。

それから、私もそんな役所のことはようわからないんですが、例えば給料であります

が、期末勤勉手当の支給があるんですが、今年は1.45カ月か何かのように聞いております。給与支給規定を見ると、71%から141%までの4段階の評価をしている。これで支給しなさいというふうに何か規定になっている。なかなか難解で私ら読んでもずっと頭に入らない。実際には、長期欠勤なんかの人には減額の運用はしておられるようなんですが、全員一応一律になっておる。勤勉度合いに応じて差がつくというふうなどうも趣旨のようですが、実際にはそうならない。そうならないなら、そんな難しい規定をもっと簡単な規定に変えればええのにも思うんですが、民間事業会社では、そういった期末手当というんですか、年末の賞与などにはかなりの差が人によってついたりすることも往々にしてあります。そういったことを参考にして、またそういった刺激的要素を多少入れてもいいのではないか。あるいは、それで人件費のある程度抑制か何かのところにも結びつけられてもいいのかなというような感じで、そういったことをちょっとそこに書かせていただきました。すべて、問題があったわけではありません。ちょっと私の感じとしてどうかということをお願いしておるだけでありまして、参考にしていただければという程度のことでございます。

町の定期監査の結果は以上でございます。

それから、引き続きまして財政援助団体監査結果報告であります。これも同様に報告書をお持ちのことだろうと思います。今年度は、シルバー人材センターに監査に行かせていただきました。そうしまして、先方の援助団体の運営状況と補助金が目的どおり使用されているかどうか、その適否について検証するというので監査を行いました。

2ページ、「監査の概要」でございますが、記載のとおりでございます。

「監査の結果」でございますが、3ページ、監査結果、「社団法人斑鳩町シルバー人材センターの上記補助金に係る出納その他の事務は、監査の実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められました」ということで、適正に業務が行われているということでもあります。

それから、同じく結果、5ページの一番上の「むすび」のところでございますが、「監査の結果は以上のとおりであり、前回の監査から今回までの間において特に留意すべき事項も発生はしていない。したがって内部管理面は、概ね適正に執行が行われているものと認められ、重大なリスクにつながるような点は見当たらない」と、この辺が監査の結論でございます。

その他若干の補足をさせていただきますが、財政状態でございますが、5ページの5

行目のところに書いてある「財政基盤は一般正味財産額が平成18年度末で1,393万9,000円と事業規模に比しやや低く、みなし資金残高が同年度末1,236万1,000円と乏しい面は否めない。今後の事業量増加に対して、備えは十分と云えるのか気掛かりな点である」。

これは、運転資金なんですけど、一見したところこれで回っておられるんですけど、やや手持ち資金が乏しいのではないかと。要するに、今は入ってきたら払うということをやっておられるようなんですけど、長期的な大口な事業があったりしたら、それでいけるのかなと。もう少しぐらい基本財産があってもいいかなというような感じがいたします。そういったことであります。

それから、会計面、同じく資金面、それから色んな会計の運用面でありますけど、5ページの下のところ3行ほどでありますけど、「既述の通り実態を示さない支出科目処理が見られたり、やや会計教科書的との印象を与えるような帳票管理が行われている点、或は未収事業収入の長期化が散見されたりしている面に研究の余地があろう」。

これは、そないに間違いがあるわけではありませんが、補助金は目的どおり支出されて、流用されているということはない、それは申し上げたとおりなんですけど、例えば支出の勘定科目が実態とちょっと違うような科目を使われたりしているようなことが間々、一、二見られまして、例えば非常勤の職員の人件費を、一部人件費でなしに謝金・礼金、諸謝金と言うておりますが、諸謝金という科目で出している。一部は人件費で出している。これは、なぜそうしているんですかと言うと、予算枠が諸謝金にあるので、そっちを目一杯使っておりますとか、そういう説明、あるいは研修旅費、そのうちの宿泊で研修で行かれた研修旅費は全部旅費だろうと思うんですけど、半分を旅費にして半分を負担金という名目で出しておられた。

これは、旅費については補助対象がどうだとか、負担金については補助対象がどうだ、何かそういうものがあるようでございまして、結果的に補助対象支出をつくり出すとか、何かそういうような、それが間違いで不正になっているということはありませんが、そういうような印象を与えるような処理に結果的になっている。

あるいは、帳簿管理で膨大なものすごい分厚い綴り込まれきれないような総勘定元帳が打ち出されておる。これを管理に使っておるかといったら全然使ってないということ、ボリューム一杯で役立つような帳票はなるだけ省略した方がいいんじゃないかというようなことを申し上げておきましたが、大した問題ではありません。

それから、事業は終わりますと即刻、2週間と言うてはったかな、請求書を出してもらおうというシステムになっておるんですが、時々長期の未収が発生したり、監査の時点では全部解消されておりましたが、たまに出てくる。長期の未収金が出てきたりしておりました。その未収になっている相手先から仕事を言われると、また次の仕事に行く。民間事業会社だったら、集金出来んような先からオファーがあったとしても、次の仕事にはお金もらってからしかかからないとか、あるいはもうそんな払い癖の悪いところは仕事しませんよというようなことあるんですが、そういったような面が若干、一、二ありましたよということでございます。

それから、業務面ですが、その5ページの「むすび」の真ん中辺に書いてある、「役員は社団法人創設以来、全員無報酬で執務しているが、その中でも特に理事長はほぼ常勤であり、日々、諸事項の管理とかつ、内外の重要事項に対処している。見方によってはかなりの激務とを感じるが、これが無償であって果たして真に最高執行者としての責任を自覚した姿勢が貫けるのか疑義なしとしない。使命感のみに頼るよりも、たとえ低額であっても、そうした点では有償とすべきではないか」というようなことも感じられたりするということではありますが、理事長さん毎日来ておられまして、フル勤務でありまして、色んな重要な事項、要するに問題解決に当たっておられる。なのに無報酬であります。

それは、ボランティアだということですのでそれなりの考え方はお持ちなんでしょうけれども、実際世の中で無償の役務を提供するというのは、一般的には無償だから無責任でええやないかということにつながる危険があるというふうによく言われます。だから、果たして何か重大問題があった時にその責任をその方おとりになるのかどうか。無報酬だからわしは責任ないよというふうに言われると、その責任は町に回ってこないのかどうか。だから、町に責任が転嫁されるということが全くないんならそれでいいんだけど、それでなかったら、低額でもいいのであって有償にした方がいいのかなというふうなふうにも思ったりします。それは考え方でありまして、それはおかしいということであればそれはそれでいいんですが、それはどうかということでございます。

それから、大勢の会員さんがおられまして色んな家庭へ行かれる、色んな作業に出られるということですが、最近是非常に個人情報をやかましく言われる、個人情報の管理がうるさい時代になっております。全部会員さんは、向こうさんの就業規則で守秘義務というのはもちろん課されておりますし、一般常識的にも守秘義務というのは、普通は

仕事で知ったものをよそでばらしたりしたらそれはもちろんいかんわけで、常識的にもそうなんです、しかしちょっとよその家の中を見たり入ったりするような仕事の場合は、念のために、別に法律でどこもそういったものは規定されておきませんが、よくそういったことはよそへ行ってしゃべったり秘密を、要するに守秘義務を守りますというように一筆誓約書をよくとったりしてされているようなところもあるんですが、そういったようなことも多少しておかれたらどうかというふうなことを申し上げてみました。特に大きな問題はありません、細かい問題ばかりですが、そういったことを向こうで意見を少し申し上げておきました。

少し長くなりましたが、以上で定期監査結果の報告を終わらせていただきます。長時間清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、中西両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後、退席を申し出られておりますので、これを許可をすることにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時28分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

これより、平成20年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成20年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営にあたる所信の一端を申し上げ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、議員皆様のご出席を賜りまして、平成20年度予算をはじめとする重要諸案件について提案し、ご審議をお願いするにあたりまして、改めて町政に対する責任の重さを痛感しているところであります。

また、去年は町制60周年の記念の年でありまして、おかげをもちまして記念事業も全て無事終了した今、新たな第一歩を踏み出す年として心も新たにしているところであります。

さて、昨年の世相を表す漢字には「偽」が選ばれました。この文字を書かれた清水寺の森清範貫主が、奉納の儀式のあと、「この文字が選ばれたのは、本当に恥ずかしく、悲憤に耐えない」と語っておられたのが印象的でありました。

顧みますと、官庁や民間会社での不祥事、学校や地域社会での殺人事件、家庭内での祖父母や親子の暴力、殺人事件など悲しい事件の報道があり、「怒りを覚える」、「悲しい」、「情けない」、「切ない」事件・事故が多く報道されました。

また、1月に発覚した「中国産冷凍食品」の農薬による食中毒事件に伴い、食への安全性に対する信頼は大きく揺らいでおります。

一方、災害については、本町では大きな被害はなかったものの、昨年12月の住宅火災では、尊い人命が失われ、誠に残念でなりません。

地球温暖化の影響を受け、地震、台風、大雨、山林火災等予期せぬ災害が、世界のいたるところで発生しており、いつ、どこにおいて災害が発生してもおかしくない状況にあります。

経済情勢に目を転じますと、就職難・フリーターの問題が社会問題となっておりますが、昨年度の当初は景気が持ち直しつつあるとして、就職率も好転しておりました。

しかしながら、秋頃からの原油価格の高騰、サブプライム・ローン破綻の影響により、成長を続ける業種もあるものの、全体的な成長は期待できない状況となっております。

また、政治情勢は混沌としており、日本社会全体が何とも言えない、非常に不安定な状況にあるのではと思えてなりません。

このような状況下で、私はそれぞれの町が生き生きと輝けば、日本全体が輝くと考え、先人たちが守ってこられた風光明媚なこ斑鳩の自然環境や多くの文化遺産の保存と活用を図りながら、住民の将来にわたっての安全・安心を願い、来るべき高齢化率30%を超える少子高齢化社会に備えたまちづくり、そして健全な財政運営を念頭に、私の基本理念である「人にやさしいまちづくり」を常に心に刻みながら「一人ひとりが創り出すまち・歴史と文化がくらしの中に息づく新斑鳩の里」をめざして邁進してまいります。

国の「三位一体の改革」の影響により、地方交付税や国庫補助負担金が大きく減額されている地方自治体にとっては、非常に厳しい状況ではあります。このような状況の中でも、平成20年度予算の編成にあたりましては、昨年6月に制定された財政健全化法にも意を用いつつ、限られた財源のなかで、住民の多種多様なニーズに応えるべく、予算を編成したところであります。

J R法隆寺駅周辺整備、（仮称）文化財活用センターの建設などの重要課題への取り組みをはじめ、本格的な少子高齢社会に備えて、保健・福祉機能を一体とした斑鳩町（仮称）総合福祉会館の適切な運営に備える費用、後期高齢者医療対策に要する費用を計上するとともに、地域子育て支援センターの設置や公費負担を1回から5回に増やし妊婦一般健康診査の充実にも努めております。

さらには、「安全と安心を守るまちづくり」を進めるため、「防災情報メールの配信」、「災害時救助資機材の整備」などの新たな事業に取り組むとともに、懸案となっている国保財政への支援も行ってまいります。

引き続き、事務事業の「選択と集中」による見直しを図りましたものの、なお不足する財源につきましては、やむを得ず、財政調整基金から8,000万円を繰り入れて、真に必要な施策・事業に財源を配分いたしました。

平成20年度予算案は、一般会計で総額77億4,000万円を計上しております。前年度と比較して、15億6,000万円、16.8%の減額となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の8会計を合わせました総予算額は、156億6,236万3,000円となっており、前年度と比較して、30億3,825万8,000円、16.2%の減額となっております。

私たち行政に課せられた使命は、誰もが住み慣れたところで安心して、生き生きと暮らせるまちを創造していくことにあります。

そうしたことから、私は、安全・安心の確保を基本に据えながら、1として「生き生きと学びあえる教育環境の充実」、2として「誰もが健康で、温もりとやさしさを実感できる福祉の充実」、3として「快適でうるおいを実感できる都市基盤の整備」、4として「環境にやさしく、やすらぎを実感できる生活環境の向上」、5として「豊かな歴史的・文化的資源を生かした斑鳩らしさの創造」、6として「多様化する住民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化と健全化」を、引き続き重点施策として掲げ、住民の皆様とともに「夢と希望」にあふれた「人にやさしいまち・斑鳩」を実現してまいります。

以下、第3次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成20年度の主要な施策について申し上げます。

第1の柱は、ともに生き、心ふれあうまちづくりであります。

その第1は、コミュニティづくりであります。

都市化の進展に伴う生活構造、生活意識の変化や地域住民の職住分離に伴う生活圏の広域化は、地域社会における人間関係の希薄化をもたらしております。

しかしながら、大災害や多発する犯罪に対する備えが地域の大きな課題となっている昨今、最も求められているのは、地域社会のつながり、人と人との「絆」であります。活発なコミュニティ活動は、潤いある地域生活を育むだけでなく、安全で安心なまちづくりにおいても重要な役割を果たします。

そうしたことから、引き続き、自治会組織をはじめ、老人クラブ、子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などさまざまなコミュニティにかかわる組織を支援し、地域住民の連帯感を高め、コミュニティの活性化を図ってまいります。

第2は、人権・平和であります。

報道されない日がないほど、「命」をあまりにも軽んずる行動や、いじめや虐待、家庭内暴力など、「人道」を大きく逸脱する陰湿な事象が日常化しております。

あたかも20世紀の高度成長と引き換えるかのように、「物の豊かな社会」から「心の貧しい社会」へと、憂慮すべき変化を招いております。

人間尊重のまちづくりを通じ、豊かな社会の実現をめざすことは、私たちに課せられた重大な責務であり、人権擁護の取組みの輪がさらに大きく広がるよう、より一層人権意識の高揚・啓発、人権侵害の防止などに努めてまいります。

また、人類共通の願いである世界平和に向け、各国が努力する一方で、世界各地でテロの脅威や紛争が絶えない状況にあり、尊い人命が失われております。

本町では、昭和60年（1985年）に、世界から核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う「非核平和」を宣言いたしました。

今後も、平和を愛し、核兵器のない世界を創り上げるため、核実験の実施等に対しては厳重に抗議するとともに、住民の皆様とともに平和の尊さを訴え続けてまいります。

第3は、男女共同参画社会の推進であります。

男女が互いに敬愛する心を持つことで人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の社会において、最も重要な課題のひとつであります。

本町では、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例、そして平成18年に策定いたしました第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」に基づく総合的な施策により、その実現に取り組んでまいります。

第4は、情報化社会への対応であります。

国は、電子政府推進計画を策定し、平成22年度までに、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を50%以上にするなどの目標を掲げ、電子政府推進体制の強化を積極的に推進しております。

本町におきましてもこれらの状況を踏まえ、公民館等の公共施設の利用申請が、インターネットを通じてできる「施設予約システム」の導入など、住民サービスの向上を図りつつ、また、従来の業務の電子化による簡素で効率的な行政運営の実現を引き続き進め、電子自治体の構築をめざしてまいります。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

その第1は、生涯福祉の充実であります。

住民一人ひとりの生き方が尊重され、さまざまな時代の変化に対応しうる社会を、人と人とのふれあいを大切にしながら、豊かな心のふれあいのあるまちづくりを進める必要があります。

このため、年齢の違いやハンディキャップの有無を問わず、誰もが生涯を通じて安心して暮らすことができ、すべての人が自分の生まれた地域で生活し、社会参加できる環境づくりが求められております。

誰もがあたたかいふれあいのなかで、自立した生活がおくれることをまちづくりの基本としつつ、少子高齢化などの社会経済環境の変化を踏まえ、福祉・保健・医療・社会保障などの施策を通じて、すべての住民の皆様が健康で生きがいをもって、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

はじめに、地域福祉につきましては、すべての人が住み慣れた地域や家庭のなかで、ふれあい、支えあいながら、生活できるよう、住民による地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉活動の核である社会福祉協議会の活動を引き続き支援してまいります。

また、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、本町の保健・福祉の拠点となる施設をめざし、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化のため、保健センターを併設した、特定の方だけの施設ではなく広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設として整備を進めております。

5月末の竣工をめざし、建築工事も概ね順調に進んでいるところでありますが、施設の完成後、備品の設置や設備の調整等の時間が必要なことから、その開館は9月1日を予定しております。

また、本施設を多くの住民の皆様にご利用いただくため、その運営につきましては、関係福祉団体や利用者団体に委員をお願いしている運営会議でご検討をいただき、その方針を定めたところであります。

本定例町議会におきまして、本施設にかかる管理運営に必要な事項を定めた条例についての議決をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉についてであります。

「第3期斑鳩町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」に基づき、高齢者が自立し充実した生活がおくれるまちをめざし、各施策の推進を図っているところであります。

本町におきましても高齢化率は年々高くなってきております。65歳以上の高齢者の人口比率は、平成19年12月末現在で22.1%となっております。

こうした高齢社会に対応するため、社会福祉協議会や小地域福祉会、民生・児童委員の活動をとおして、「見守り」「声かけ」「支え合う」地域社会の実現を進めてまいります。

また、できる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活をおくり、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、介護保険サービスの円滑な実施に努めてまいります。

さらには、福祉サービス制度の活用等を積極的に図り、生活支援や生きがいつくり、社会参加等の高齢者福祉の充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

「斑鳩町障害者計画」及び「斑鳩町障害福祉計画」に基づき、ハンディキャップのある人たちの生活の向上を図るため、ふれあいや支えあいが日常の暮らしのなかで、ハンディキャップのある人もない人も、ともに安心して暮らせるまちをめざし、各施策の推進を図っているところであります。

そうした社会を実現することを目的に施行された「障害者自立支援法」では、ハンディキャップの種別にかかわらず、必要なサービスが利用できるような仕組みが一元化されたことにより、より効果的・効率的に自立を支援することができるようになりました。

特に、地域生活支援事業では、地域の実情に応じて柔軟に事業を展開できるようになったことから、本町におきましてもコミュニケーション支援事業や相談支援事業などの事業を引き続き実施してまいります。

今後も、ハンディキャップのある人もない人も、住み慣れた地域や家庭で安心して一緒に助け合いながら暮らせるまちづくりの実現に向けて、関係機関と連携・協力を図りながら、より良いサービスの提供に努めてまいります。

次に、児童福祉についてであります。

少子化が急速に進み、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するなかで、本町では、心豊かに明るく、健やかに子どもを産み育てることができるまちをめざして、住民の皆様と連携・協力し合い、地域が一体となった子育て支援の環境づくりを推進しているところであります。

新年度におきましては、本年9月1日に開館を予定している斑鳩町（仮称）総合福祉会館内に「斑鳩町地域子育て支援センター」を新たに開設し、つどいの広場・子育てサークルの育成・子育て相談・子育て支援講座・子育て情報の提供等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境整備の一層の推進に努めてまいります。

また、保育園におきましても、仕事と子育ての両立を支援するため、乳児保育・延長保育・一時保育等の充実を図るとともに、地域での子育て支援事業の充実にも努め、常に利用者の立場に視点を置いた、保育園運営を心がけてまいりたいと考えております。

次に、社会保障についてであります。

本町では福祉医療費の助成につきまして、その対象の拡大などを行い、充実に努めてきたところであります。

受診機会の多い高齢者や乳幼児、そしてハンディキャップのある人、また母子に対しまして、受診機会の確保と経済的な負担の軽減を図ることは、誰もが健康で将来も安心して暮らせるまちづくりを推進していくうえでは、大変重要であり、今後も充実したサービスを真に必要な皆様に対して、的確に提供できるよう努めてまいります。

次に、4月から始まる後期高齢者医療制度についてであります。この制度は、高齢者の皆様の医療費が増加するなか、将来にわたり安心して医療が受けられるように、新たな医療制度として、高齢者の皆様の保険料、医療保険者の支援、国・県、市町村の公費負担によって成り立つ制度であります。また、この制度は県下の全市町村が加入する広域連合により運営されますが、資格の管理や保険給付などは広域連合が行い、保険料の徴収については市町村が行うこととなっております。新たな仕組みによる制度運用でありますので、試行的に事務の連携作業を重ねて、この制度が円滑にスタートできるよう、

その準備には万全を期しているところであります。

なお、当然のことではあります。高年齢者の皆様に対しましては、わかりやすい周知を行い、ご相談には親切丁寧に説明することにより、とまどいや不安を解消し、適切なサービスが提供されるよう努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、依然として医療費の大きな負担が求められており、本町の国保財政は厳しい状況となっておりますが、先に述べました後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、新年度ではその制度への支援のため、国民健康保険税の改正を予定しております。

また、増加を続けております医療費の抑制を図るために、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、その該当者と予備群となっている人を減少させるために、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者を対象に特定健康診査、特定保健指導を実施してまいります。

第2は、健康づくりの推進であります。

健康づくりにつきましては、住民の皆様が健康で活動的に生活できるまちづくりをめざし、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

保健センターでは、特定健康診査の実施に伴う特定保健指導を行うほか、他の健診受診者に対しても、若い世代から健康づくりに取り組めるよう動機づけをするとともに、よりよい生活習慣の確立のために情報提供を行い、一人ひとりが主体的に考え、行動できるよう支援してまいります。

また、子育て支援につきましては、母体の健康管理を行うことによって、異常の早期発見と安全に安心して出産に臨めるよう支援するため、妊婦一般健康診査の公費負担の回数を1回から5回に充実し、健康診査の定期的な受診勧奨を行ってまいります。

さらには、食に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携により、子どもたちの食に関する興味を高めたり、食材に触れ、調理をするなどの食体験を通じ、心身の健やかな成長と豊かな人間性を育てる食育を推進してまいります。

保健・医療体制の充実につきましては、感染症予防のための麻しんの予防接種や健康管理のためのC型肝炎検査などを行ってまいります。住民が健康で安心して生活できるように、積極的な情報提供に努めるとともに、保健・福祉・医療等の関係機関と連携してまいります。

また、住民一人ひとりの健康状態に合わせた支援・指導を行い、健康に対する意識の

向上に努め、健康づくりの拠点としての保健センターの充実を図ってまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

その第1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

はじめに、生涯学習についてであります。

生涯にわたる学習活動は、心の豊かさや生きがい、自己実現などをもたらし、さらには、活力あるまちづくり、人づくりにつながっていきます。

素晴らしい歴史と文化に恵まれた、この「斑鳩」の特色を活用し、生涯学習の支援を行っていくとともに、学習の成果を発表する機会を増やし、地域や社会においてその成果を生かせる活動を推進してまいります。

次に、スポーツ活動の推進についてであります。近年、余暇時間の増大、少子高齢化、ライフスタイルの変容等を背景に、身近な健康づくり、体力保持・増進など、スポーツへの関心が高まっております。

誰もが、いつでも、気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めるとともに、その環境整備として、総合型地域スポーツクラブの運営を支援してまいります。

第2は、教育・人づくりの充実であります。

わが国の教育は、子どもたちの生きる力の育成や学力確保、体力向上などさまざまな課題に直面しております。国においては、これらの諸課題に対応していくため、平成18年12月末に、教育基本法の制定以来初めてとなる改正が行われ、新たな基本理念が示されるとともに、昨年6月には教育関連三法が改正され、さまざまな教育制度の抜本的な見直しが進められております。さらには、本年1月31日には、教育再生会議の最終報告が提出されました。

このように、教育環境が大きな転換期を迎えるなかで、本町の子どもたちが未来への夢や希望を大きくふくらませながら成長できるよう、新たな教育理念や教育制度のもと、子どもたち一人ひとりの個性や自主性・創造性を高めていく、きめ細かな教育を着実に進めていくことが、何よりも重要であると考えております。

学校教育の充実につきましては、子どもたちが夢をもち、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、単に知識を身につけるだけではなく、自立心やコミュニケーション能力、問題解決能力などが必要であります。学校では自ら学び、自ら考える力など確かな学力や豊かな人間性を育てることのできる学校づくりをめざしております。

また、本町独自で進めている小中連携教育などとおして、郷土「斑鳩」を尊ぶ道徳教育の充実や小学校における英語活動の実践及び調査研究、小中交流を進め、不登校の減少や新学習指導要領への円滑な移行を図ってまいります。

地震災害に対する備えといたしましては、斑鳩小学校の中館、斑鳩中学校本館（東棟）の校舎耐震補強に取り組むとともに、地震被害の軽減を図るため、気象庁から配信される「緊急地震速報」を受診し、地震の大きな「揺れ」が来る前に音声で知らせる受診装置を各小中学校、幼稚園に整備してまいります。

また、現在、各小中学校に配備しているAED（自動体外式除細動器）につきましても、新年度からは、各幼稚園に配備し、人にやさしい安全で安心の教育環境づくりに努めてまいります。

また、学校給食につきましては、現在の自校方式を維持しながらも、経費の節減を図っていくため、平成19年度の斑鳩南中学校に続き、平成20年度からは斑鳩小学校を除く全ての小中学校において学校給食の調理・洗浄業務の民間委託を導入いたします。

○議長（中川靖広君） 施政方針の説明の途中ですが、ここで中断をしていただき、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

午前中に引き続きまして、平成20年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 次に、青少年の健全育成についてであります。

次代を担う青少年の健全育成は、地域の発展に欠かせないものであります。私たち大人は自分たちの価値観を押し付けず、青少年が自らの可能性と未来に向かって夢や希望をもち、自らの力で豊かな人間関係を育み、健やかに成長できるよう、それぞれの場面や役割に応じて支援・行動し、地域全体で青少年を育てていくことが大切であります。

家庭、地域、学校、行政が連携・協力し合い、しっかりとした態度で青少年に向き合うと同時に、あたたかく見守ることができる社会づくりに努めてまいります。

第3は、地域文化の保存と創造であります。

はじめに、歴史文化の保全と継承についてであります。

文化財は、わが国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられて

きた貴重な国民的財産であります。これは、わが国の歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化向上発展の基礎をなすものであります。

本町に現存する文化財は、本町の特性を広く内外にアピールする要素であるとともに、住民の誇りであります。

貴重な国民的財産である文化財を守り、次世代へと引き継いでいくため、歴史講演会や学校教育などあらゆる機会をとおして、さらには、奈良大学、法隆寺国際高校との連携、協力を深めながら、その保存、啓発、顕彰に努めてまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、おかげをもちまして、今月末をもってその整備が完了いたします。5月には石室の特別公開を実施するとともに、新年度は「藤ノ木フィーバー」と呼ばれた開館調査から20年目を迎えることから、記念シンポジウムを開催してまいります。

また、(仮称)文化財活用センターの整備につきましては、史跡藤ノ木古墳や法隆寺をはじめとする文化遺産の歴史的価値を訪れる人々に伝え、あわせて活用を図るための拠点施設として、平成19年度から史跡藤ノ木古墳や斑鳩町の歴史文化を紹介するガイドダンス映像の製作等を進めてきたところでありますが、平成21年度中の完成をめざし、2カ年計画で建築及び展示工事を進めてまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

いかるがホールにつきましては、住民の皆様の文化・芸術に対するニーズや創造意欲に応えるよう努めているところであります。

また、町立図書館は、町内外を問わず多くの方々にご利用いただき、情報発信、地域のふれあいの場として大きく寄与しているところであります。

今後とも、すべての人が親しめるような環境づくりと、住民のニーズに対応した幅広い事業展開を行ってまいります。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

その第1は、市街地・住環境の整備であります。

JR法隆寺駅周辺整備につきましては、駅舎橋上化事業が完成して1年が経過したところであります。当町唯一の鉄道駅としてバリアフリー設備も整いまして、「人にやさしいまちづくり」の一端が実現したものと考えております。

今日まで交通広場の機能を有する駅前南口広場の整備や北口の整備計画路線の内、1

路線の整備を進めてきたところではありますが、今後は、駅にいたる周辺の道路整備が課題となっております。

本町財政は、今後さらに厳しい状況を迎えると思われませんが、財源確保に努めつつ、新年度以降におきましても、引き続き計画している道路整備につきまして、関係者の皆様のご理解をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

第2は、道路・交通体系の整備であります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

現在、稲葉車瀬区間や五百井・興留区間につきまして計画的に事業を展開していただいております。

稲葉車瀬区間では、道路本体工事の着手に向けて、今年度に引き続き埋蔵文化財の発掘調査を新年度も実施されることとなっており、発掘調査完了後には、道路本体工事に着手いただける予定となっております。

稲葉車瀬区間では、現在、竜田川の岩瀬橋の下部工事が平成21年3月までの工期で実施されているところであります。町といたしましては、小吉田地区や稲葉車瀬地区を結ぶ服部道の交通量の緩和によりまして、本来の生活道路としての機能確保に効果的であることから、一日も早くモデル区間から岩瀬橋までの区間が供用できることを願っているところであります。

また、五百井・興留区間では、計画買収の諸準備として、幅杭設置や土地の境界の立会などが段階的に取り組まれているところであります。町といたしましても、これら2区間の進捗状況を勘案しながら事業が円滑に進むよう地元調整等に努め、整備促進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、岩瀬橋西側から国道25号三室交差点までの区間についてではありますが、今後、地元の地域の皆様とも十分に協議を重ねながら、道路計画が早期に取りまとめられるよう調整し、計画的な事業として当該区間の事業推進に取り組んでいただけるよう国と連携を図ってまいります。

次に、県事業として整備を進めていただいている県道天理斑鳩線の進捗状況についてであります。

本事業の促進を図るため、県と連携しながら、地元地権者及び関係者との交渉が続いているところであります。

県におかれては、契約の合意にいたった部分から、着工され現在も進められている

ところであり、今後におきましても、県と一層の連携を図りながら、地元関係者のご理解、ご協力を得るべく、鋭意努力してまいりたいと考えております。

第3は、風景・景観の形成であります。

景観作物栽培の推進につきましては、斑鳩らしい風景、景観の残る三塔周辺の5地区の方々にご協力をいただき、コスモス栽培を継続的に実施しているところであります。

斑鳩の里の秋を彩る風景スポットとして、多くの皆様に親しまれており、今後も、こうした取組みをとおして、斑鳩固有の歴史と自然が融合した風景、景観の保全に努めてまいります。

第5の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

その第1は、環境保全の推進であります。

私たちの地球は、豊かな包容力でさまざまな生き物を育み、また、人類の広範かつ活発な活動を支えてくれました。

しかしながら、科学文明や社会経済の発達の際に地球からの一方的な収奪に求めたため、永久不変とも思えた地球環境は20世紀の後半から世界の各地で綻びを見せはじめました。

このかけがえのない地球環境を私たちの子孫そして未来の地球に住む全ての生き物たちのために、私たちはそれぞれの活動を地球の包容力以内に収め、できる限り環境負荷の少ないものに変えていかなければなりません。

そのようななか、本年5月には、神戸でG8環境大臣会合の開催、そして、7月には、地球環境を主要テーマとした北海道洞爺湖G8サミットが開催されることから、ますます国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれのレベルで、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」を進めながら、持続可能な社会の実現に向け、積極的な取組みが求められると考えております。

このことから、新年度におきましても、地球市民でもある本町の住民が環境負荷低減に向けての行動を起こすうえで必要な「意識・行動を変える」、「取組みを助ける」、「人材・組織を育成する」、そして、行政が「率先して取り組む」といったことに重点をおきながら、行政、事業者、住民がそれぞれの役割を分担し、相互に連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

特に、事業者や住民の皆様方の取組みの模範となる行政が「率先して取り組む」では、平成15年2月に奈良県内の市町村として、初めて認証取得した国際規格ISO140

01の登録団体として、環境マネジメントシステムの運用をより強化し、地球環境への負荷低減に努めるとともに、3期目の更新登録をめざしてまいります。

次に、ごみ問題であります。

依然として続く、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムにより、化学燃料や化学物質の大量消費による地球温暖化の進行や廃棄物の増大に伴う不法投棄の増加、最終処分場の残余容量の逼迫など、深刻な問題をもたらしております。

また、本町のごみ排出量につきましても、平成12年度のごみ処理有料化の導入により、住民の皆様のごみ問題に対する意識が高まり、ごみ減量化という大きな成果をあげましたが、今後は、これまでのような大幅な減少傾向は期待できないと予測しております。

今後、ごみ問題を解決していくためには、循環型社会の形成が不可欠であり、住民、事業者の皆様に対して、さまざまな機会をとおして、「スリーアールな暮らし」、「スリーアールな事業活動」の実践を呼びかけてまいります。

一般廃棄物の処理責任を負う立場として、あらゆる廃棄物の適正な処理、リサイクル方法について研究し、採り入れられるものから、順次、採り入れていくなど、スリーアールの実践をとおして、「ごみゼロのまち いかるが」の実現をめざしてまいります。

また、下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生じることになる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、経営の安定化を図るため、代替業務の提供について要望のあった一般廃棄物処理業者に対しまして、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、家庭系廃棄物の収集業務の一部をその代替業務として委託して、し尿収集業務の安定に努めてまいります。

さらには、衛生処理場や鳩水園などの廃棄物処理施設につきましては、必要な補修等を行うことにより、施設の延命を図るとともに、周辺の皆様のご理解とご協力を得ながら、周辺環境に十分配慮し、適正な管理運営に努めてまいります。

第2は、防災・防犯であります。

はじめに、防災体制の整備についてであります。災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、非常備消防、危機管理体制の充実等に努めてまいります。

新年度におきましては、平成16年に奈良県において作成された「第2次奈良県地震

被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、本町の災害備蓄品の充実を引き続き行うとともに、避難所施設の設備の充実を図ってまいります。

また、災害発生時の救助活動の迅速化を図るため、バール、ジャッキ、担架等の救助工具の整備を行うとともに、災害の発生が予想される時又は災害発生時における避難勧告、避難指示といった緊急情報や生活関連情報をパソコンや携帯電話へ情報を提供する防災情報メールの配信を行ってまいります。

さらに、災害時における初動体制をはじめとした防災体制の充実を図るため、自衛消防団の育成のための支援を引き続き行うとともに、自衛消防団、自治会が主体で実施する実践型の地区別防災訓練も昨年に引き続き行うことで、住民の自主防災意識の向上を図ってまいります。

次に、懸案となっている三代川及び富雄川の改修についてであります。

三代川の改修につきましては、現在も未改修部分の下流域から、県と連携をとりながら、用地協力の交渉を進めているところであります。平成19年度においても、合意の得られた地権者とは契約もされており、順次交渉を進められているところであります。

また、富雄川の改修につきましては、現在JRの橋りょう部分での護岸工事等が順次進められておりますが、上流部には農業用の井堰があることから、地元水利組合等とも協議が行われているところであります。

今後におきましても、両河川の事業促進に向けて、県とともに関係者のご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯体制の整備についてであります。

犯罪を未然に防ぐため、「斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例」の趣旨に基づき、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を図ってまいります。

さらには、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援、地域防犯ネットワークづくり、青色防犯パトロールを引き続き実施するなど、自主防犯体制の充実に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

平成19年の町内における交通事故の発生件数は125件で、件数では前年を下回るものの、負傷者数は上回る状況となっております。

交通事故から尊い人命を守るため、西和警察署をはじめ、各関係機関と連携し、立哨

指導、巡回パトロール、交通安全教室などを通じて、その抑制に努めるとともに、子どもや高齢者、ハンディキャップのある人など、すべての人にやさしい交通安全施設の整備を進めてまいります。

第3は、上・下水道の整備であります。

はじめに、上水道につきましては、快適な暮らしを支えるライフラインとして、常に「公共性」と「効率性」を両立させながら、「安全」で「安心」できる水を「安定的」に供給していく使命を担っております。また、地震等の自然災害に対する安全性の確保、より一層厳しくなる水質基準への対応や施設の老朽化に対する対応も求められております。

少子高齢化や節水意識の浸透、節水器具の普及という社会情勢により、水の需要は減少傾向にあるものの、新規の取水井戸整備等による原水量の確保、石綿セメント管や経年塩化ビニール管の計画的な更新、さらには、漏水調査等を実施することにより、有収率の向上に取り組み、水道事業の健全な経営に努めてまいります。

次に、下水道の整備についてであります。

公共下水道は、良好な環境の創造、快適で活力ある暮らしの実現という多様な役割を担う都市基盤施設であります。

21世紀は「環境の世紀」と言われており、下水道は循環型社会の実現という大きな使命をも担っております。

本町におきましても、平成4年の工事着手以来整備拡大に努めており、本年度末には145ヘクタールの整備を完了する予定であります。

また、接続の状況といたしましては、平成20年1月末で1,482件のご家庭から申請をいただいております。

今後におきましても公共下水道の必要性をさらに啓発し、整備区域の拡大及び接続率の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいります。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

その第1は、農業の振興であります。

農業生産にとって、農地は最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の重要な基盤であるとともに、環境保全をはじめ多面的な機能を有していることから、その有効利用を図っていく必要があります。

しかしながら、農家の高齢化、労働力不足により、耕作放棄地が増加するなど、農業

の衰退が懸念される状況においては、大変厳しいものがあります。

そうしたことから、農地の保全と農業経営の安定に向け、基盤整備を引き続き進めるとともに、都市近郊という条件を生かしながら、魅力ある農業の基盤をつくるため、担い手の育成や遊休農地の再生活動に、農業委員会をはじめ各農業関係団体と連携をとりながら、その推進に取り組んでまいります。

第2は、商工業の振興であります。

はじめに、商工業活動の促進につきましては、近畿地域の経済が、引き続き改善しているとしながらも、業種ごと、企業ごと、事業分野ごとの好・不調の差は引き続き残されております。特に、中小企業においては、雇用需要の不足感が続いているなか、売り上げが伸びず、原油・原材料価格の高騰により収益が悪化するなど、その状況は厳しいものとなっております。

中小企業が大半を占める本町におきましては、景気の改善はまだまだ見込めず、厳しい状況が今後も続くものとみられ、各商店や事業者におかれては、懸命の経営努力を強いられている状況となっております。

町といたしましては、引き続き商工業者の債務保証にかかる保証料の補給という形で支援していくとともに、商工会と連携をとりながら、本町の商工業の活性化に取り組んでまいります。

次に、消費者対策につきましては、私たちが生活をするなかで、不当請求や架空請求に係るトラブルや住宅リフォーム詐欺など、金銭に関するトラブルが頻繁に起こっております。注意はしていても、いつの間にかトラブルに巻き込まれたりもしております。最近では、インターネットの普及とともに、手口が巧妙化し、その被害は減少するどころか、ますます増大しております。

これらの被害を未然に防止するため、引き続き学習会を実施するとともに、新年度からは、消費生活相談の回数を年間63回に拡大し、消費生活の向上に努めてまいります。

第3は、観光の振興であります。

本町にある歴史的・文化的遺産を中心とした観光資源の魅力を、各関係機関と連携・協力しながら、国内外に広くアピールをするとともに、法隆寺iセンター及びJR法隆寺駅案内所を拠点とし、観光で斑鳩を訪れる皆様に対して、もてなしの充実に努めてまいります。

また、引き続き、外国語を併記した観光案内の充実に取り組み、誰もが気持ち良く、

散策していただくことができるよう、そのサービスの向上に努めてまいります。

最後に、町政の運営に関する施策について申し上げます。

はじめに、本町のまちづくりの指針となる総合計画につきましては、第3次計画の計画期間が、平成22年度を最終年度とすることから、来年度から、第4次計画の策定作業に入ってまいりたいと考えております。

次に、行政改革の推進についてであります。

「地方にできることは地方に」の理念の下、三位一体改革において、国から地方へ税源が移譲されつつあり、本格的な地方分権時代の始まりとも言える状況になってきております。地方自治体は、住民に最も身近な基礎的自治体として、自助自立の行政運営を堅実に行うことがこれまで以上に強く求められる状況であり、本町におきましても、引き続き、斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕を十分に踏まえながら、昨年策定した行政改革実施計画〔後期計画〕に掲げた取組項目を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、財政の健全化についてであります。

本町に限らず、地方の財政は、低成長、少子高齢・人口減少社会に移行する時代の転換期にあるなかで、地方分権一括法以降、分権改革が進みつつも、三位一体の改革により交付税総額の減額が行われ、収入の伸び悩みが続くなか、少子・高齢化によって財政負担が増えることで、年々厳しさが増す状況にあります。

行財政運営におきましては、これまで以上に「自己選択」「自己決定」が重視されるなか、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布されました。本法は、特別会計や外郭団体を含んだ負債の水準など新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、一定の基準以下の団体については、早期健全化計画策定や外部監査の義務付け、起債の制限など、再生のための新たな法制度を整備するものであります。

本町といたしましても、財政の健全化を進めるため、新しい法制の時代を迎えたことを念頭に置き、財政の現状を踏まえ、そこに内在する財政構造上の課題を正しく認識し、中・長期的な視点からの持続可能な財政運営や収支不足の解消など、財政構造の質的な転換を行っていかねばなりません。

財政健全化の推進にあたっては、住民の皆様をはじめ各方面にわたりご負担等をおかけすることも考えられますが、自治体として責任をもって自主的・主体的なまちづくりを推進してまいります。

最後に、職員の資質の向上についてであります。

公務や公務員を取り巻く環境の大きな変化のもとで、公務員のモラルや行政運営の効率化を高めていくには、公務の特性を踏まえながら能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要があります。

このため職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握した上で、まず、その第一目的として人材育成のため、その結果として任用、人事配置、給与等に活用していく客観的で公平性・透明性が高い新たな人事考課制度を構築することが重要な課題であります。

国においては、能力・実績に基づく人事管理の着実な実現に向けて、人事考課制度が試行されているところであります。

これらの内容を踏まえ、本町におきましても、新たな人事考課制度の構築に取り組んでまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成20年度における主要施策の概要について申し上げます。

私は、住民全体で築き上げてきた、この「ふるさと斑鳩」を継承発展させるべく、いかなる難局にも立ち向かい、山積する課題の克服に、職員とともに汗をかき、全身全霊で取り組んでまいっている覚悟であります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（中川靖広君） 次に、日程8、議案第1号 斑鳩町総合保健福祉会館条例について、日程9、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例について、日程10、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第4号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、日程12、議案第5号 斑鳩町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について、日程13、議案第6号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程14、議案第7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程15、議案第8号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程16、議案第9号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程17、議案第10号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程18、議案第11号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、

日程 19、議案第 12 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程 20、議案第 13 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程 21、議案第 14 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、日程 22、議案第 15 号 平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 11 号）について、日程 23、議案第 16 号 平成 19 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 24、議案第 17 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 25、議案第 18 号 平成 19 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 26、議案第 19 号 平成 19 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程 27、議案第 20 号 平成 20 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 28、議案第 21 号 平成 20 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 29、議案第 22 号 平成 20 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程 30、議案第 23 号 平成 20 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 31、議案第 24 号 平成 20 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 32、議案第 25 号 平成 20 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 33、議案第 26 号 平成 20 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 34、議案第 27 号 平成 20 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 35、議案第 28 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、日程 36、議案第 29 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、日程 37、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程 38、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について）、日程 39、承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 19 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）、日程 40、報告第 2 号 平成 20 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程 41、報告第 3 号 平成 20 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上 34 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 34 議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 斑鳩町総合保健福祉会館条例についてであります。

住民の皆様の健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に、保健福祉活動の拠点として斑鳩町（仮称）総合福祉会館を建設中ではありますが、完成後の管理運営について必要な事項を定めるものであります。

この条例につきましては、議決後に公布を行い、平成20年9月1日の開館に向けまして、住民の皆様への周知を行うこととしております。条例の施行期日は、9月1日としておりますが、会議室等の貸館業務の事務上の必要から一部の条項につきましては、7月1日から施行するものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例についてであります。

この条例は、奈良県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度について、保険料の徴収など本町が行う事務に関する必要な事項を定めるものであります。

その主な内容は、本町が行う事務を規定する他、普通徴収に係る保険料の納期、督促手数料及び延滞金など保険料の徴収に関する事項を規定すること、また罰則を規定することです。このうち、納期につきましては、国民健康保険税と同様、7月から翌年2月までの8期としております。

次に、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

医療制度改革に伴う「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から開始されます。

この制度改革に的確な対応を行うため、住民生活部の分掌事務に新たに「後期高齢者医療に関する事務」を追加するものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

JR法隆寺駅周辺整備事業におけるアクセス道路の計画用地が南口自転車等駐車場の用地すべてに影響することから、平成20年9月30日をもって南口自転車等駐車場を廃止することとし、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成19年8月1日に、少子化対策の一環として、地方公務員の育児休業に関する法律の一部が改正施行され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をなお一層容易

にするという観点から、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、小学校就学に達するまでの期間、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認めた育児短時間勤務制度が創設されたことに伴い、育児短時間勤務を承認された職員の勤務時間、週休日等の規定を設けることとし、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第5号と同様に、育児短時間勤務制度が創設されたことに伴い、この制度の実施に際し、必要な事項の規定を設けることとし、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

後期高齢者医療制度を支援するため、国民健康保険は後期高齢者支援金等を負担することとなっておりますが、その財源のひとつとして国民健康保険税を充てることとなっております。このため、国民健康保険税に、これまでの基礎課税額、介護納付金課税額に加え、新たに後期高齢者支援金等課税額を設定し賦課する必要があります。

このことにつきまして、国民健康保険運営協議会に諮問いたしましたところ、後期高齢者支援金等課税額の税率として、所得割額1.6%、資産割額5.5%、被保険者別均等割額7,200円、世帯別平等割額4,800円とし、基礎課税額及び介護納付金課税額の税率は据え置く、との答申をいただいたところであり、これに基づいて本条例を改正するものであります。

また地方税法の規定により、国民健康保険税の特別徴収の方法についても新たに規定するものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

町立保育園の保育料につきましては、国の基準をもとに児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められた額を徴収しておりますが、保護者の負担軽減を図るため、国の徴収金基準額の15%を減額し、さらに階層区分も国の7階層を10階層に細分化しております。このようななかで、今回、国の平成20年度の徴収金基準額表の階層区分の定義が、税制改正により所得税の税率が変更されたことに伴い、同じ所得であれば税率変更前後で同じ保育料となるよう改正されました。この改正に基づきまして、当町の保育料徴収基準額表の階層区分の定義を改正し、平成20年度から施行するもの

であります。

次に、議案第9号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第9号と同様に、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴う所要の改正を行うとともに、助成額から入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額を控除することとする改正を行うものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

後期高齢者医療制度へ移行しない65歳以上の心身障害者に対し、医療費の助成を行うことができるよう、本条例において現行65歳未満となっている年齢の制限を撤廃し、また助成額から入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額を控除することとする改正を行うものであります。

次に、議案第12号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険が支給する葬祭費について、他の医療保険等からこれに相当する給付があった場合に葬祭費を支給しないことを明記する改正を行うものであります。

また特定健康診査等を保健事業に位置づけるとともに、保健事業に係る文言を整理するものであります。

次に、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成17年度の税制改正の影響により介護保険料が上昇する高齢者について、平成18年度及び平成19年度に介護保険料の激変緩和措置を講じておりますが、平成20年度においてもこの激変緩和措置を継続できる旨の政令改正が行われたため、その特例措置を講じるための改正を行うものであります。

次に、議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町町営住宅において、公共下水道への接続を行い、使用を開始することから、そ

の使用料を町営住宅の入居者の費用義務負担に追加するものであります。

次に、議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,155万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億3,945万4,000円とするものであります。

その主な補正の内容につきまして、はじめに、歳入予算から説明いたします。

第1款町税では、第1項町民税で、退職分離課税分が退職者数の減により減収となることや総所得金額の所得割額の減、また法人税割額の減などにより、2,300万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、国民健康保険事業に係る保険者支援分繰出額の確定により、184万5,000円の減額補正を行うものであります。

第2項国庫補助金では、後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金が新たに交付されること、また、まちづくり交付金の確定により、3,585万円の増額補正を行うものであります。

次に、第15款県支出金では、第1項県負担金で、国民健康保険事業に係る保険者支援分繰出額並びに国保税軽減分繰出額の確定により、846万2,000円の減額補正を行うものであります。

第3項県委託金では、参議院議員選挙などの選挙執行経費委託金の決定により、963万9,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第16款財産収入では、第1項財産運用収入で、各基金運用益の決算見込額の確定等により、626万3,000円の増額補正を行うものであります。

第2項財産売払収入では、王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入の受入れにより、193万3,000円を追加補正するものであります。

次に、第17款寄附金では、福祉基金としてご寄附いただいた5万円を増額補正するものであります。

次に、第21款町債では、まちづくり交付金事業において交付金が増額承認されたことから、2,270万円の減額補正を行うものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容であります。

第1款議会費では、議員の皆様の期末手当の支給率が、新任議員の皆様については減

となることなどから、431万円の減額補正を行うものであります。

次に、第2款総務費では、第1項総務管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当組合負担金3,360万5,000円の増額、各基金運用益の見込額の確定等による基金積立金760万3,000円の増額により、4,120万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

第4項選挙費では、参議院議員選挙、斑鳩町議会議員選挙などの選挙執行経費につきまして、1,075万2,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費で、後期高齢者医療制度の開始に伴う激変緩和措置に対応するための電算システム改修費などに係る国民健康保険事業繰出金664万6,000円の増額、後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる方々の保険料負担の激変緩和措置を実施するための電算システム改修費に係る委託料315万円の追加、国庫支出金等の保険基盤安定負担金の交付決定による国民健康保険医療費助成費1,374万3,000円の減額、介護保険料の激変緩和措置の継続等に伴う電算システム改修費に係る介護保険事業特別会計繰出金187万5,000円の増額など、合わせまして202万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費では、第4項都市計画費で、公共下水道事業特別会計繰出金1,345万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、第5項社会教育費で、藤ノ木古墳整備基金運用益見込額の確定による基金積立金12万6,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第11款公債費では、平成19年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、1,242万9,000円の減額補正を行うものであります。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の予算補正に要する財源4,682万6,000円を充当させていただきたく、補正をお願いするものであります。

また、諸般の事情により本年度において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費として、衛生処理場周辺対策事業で963万9,000円、道路新設改良事業で9,000万円を予算計上させていただいております。

次に、議案第16号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ34億6,891万2,000円とするものであります。

す。

その内容といたしましては、まず、歳入では、第2款国庫支出金及び第4款県支出金で、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴い、国及び県の共同事業負担金の額が決定いたしましたので、それぞれ97万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款共同事業交付金では、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い538万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第6款財産収入では、国民健康保険財政調整基金の受取利息の増額に伴い、7万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款繰入金では、国民健康保険税の軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金及び事務費並びに保険財政安定化支援事業繰入金に係る一般会計繰入額の補正といたしまして709万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款総務費では、70歳以上の2割負担の凍結及び後期高齢者医療制度への移行による激変緩和措置に伴う国民健康保険システムの改修並びに平成20年度の制度改正に伴う国民健康保険情報データベースシステムの更新といたしまして546万円の増額を、さらに国民健康保険財政調整基金の受取利息の増額に伴う積立金の増額といたしまして7万3,000円を、あわせて553万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金の額の確定による388万円の増額を、また、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による538万2,000円の減額を、あわせて150万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

なお、第9款諸収入では、これら歳入歳出予算補正額の差額1,449万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第17号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,276万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ18億1,337万5,000円とするものであります。

その主な内容といたしまして、まず、歳入では、公共下水道への接続件数見込みの減により第1款分担金及び負担金で1,300万円の減額と第2款使用料及び手数料で6

23万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

第3款国庫支出金では、国庫補助金の割当額変更及び首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額補助金により1,613万円の減額、第4款繰入金では1,345万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

第6款諸収入では、消費税還付金の額確定により85万5,000円の減額をお願いするものであります。

一方、歳出では、第1款公共下水道費で、施設管理費において接続件数見込みの減から流域下水道維持管理負担金で276万4,000円の減額、下水道新設改良費では、国庫補助金の割当額の変更により工事請負費で2,000万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、継続費では、第11処理分区2工区-1工事につきまして請負契約締結の議決をお願いし、年割額を入札執行に伴う確定額に変更をお願いするものであります。

また、公共下水道費の汚水処理施設交付金事業執行に伴う残額から、平成20年度に整備を予定しております興留1丁目地区と服部1丁目地区の面整備を先行して発注することから、工事請負費で1億円の繰越明許をお願いするものであります。

次に、議案第18号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億4,997万4,000円とするものであります。

その内容につきましては、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定により、歳入では財産収入において、歳出では、基金積立金において増額補正をお願いするものであります。

また、介護保険制度の改正に伴い、介護保険システムにおいても改修する必要があることから、歳入では、国庫補助金と一般会計繰入金において、歳出では、総務費において総額補正をお願いするものであります。

次に、議案第19号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

早期に財政健全化が図られるよう、高金利に係る負担の軽減を目的とした財政融資資金の繰上償還の承認を得たことにより資本的支出の企業債償還金において、1億4,8

10万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第20号 平成20年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成20年度一般会計予算は、総額77億4,000万円を計上しております。前年度と比較して、15億6,000万円、16.8%の減額であります。

本予算案の内容説明の前に、「平成20年度の地方財政計画」について述べさせていただきます。

地方財政計画の総額は、前年度比0.3%増の83兆4,014億円となっております。地方交付税を財政力の弱い小規模市町村などに配分する特別枠として、「地方再生対策費(4,000億円)」が創設されたため、計画総額は7年ぶりに増加に転じていますが、特別枠を除けば0.2%の減少となっております。

社会保障関係の国庫補助事業や公債費等の歳出の増要因があるなかで、「基本方針2006」に沿って、引き続き地方歳出の抑制に努めつつ、地方再生対策費などの必要な歳出が計上されたものとなっております。

本計画におきましては、国、地方を通じて厳しい財政状況にあるなかで、地方税と地方交付税等の一般財源総額を増額確保することとし、地方交付税についても、平成19年度水準以上の15兆4,000億円、臨時財政対策債を合わせて、前年度比4,000億円となる18兆2,000億円が確保されておりますが、今回の増額は主に地方税の偏在是正に伴う暫定的、特別な措置であり、これまで、地方が主張してきた「三位一体の改革」により大幅に削減された地方交付税総額の復元には及ぶものではありません。

このため、今後とも引き続き、地方交付税制度が有する財政力の格差是正機能を回復し、地域間格差の是正につながるよう、地方財政計画に財政需要を適切に算入することなどにより、地方交付税総額の復元・充実を図るよう、国に強く求めてまいります。

それでは、新年度予算に計上いたしました主な歳入予算につきまして、説明させていただきます。

はじめに、町の中心的な財源である町税につきましては、31億8,740万円を計上しております。前年度と比較して、1,350万円の減額となっております。

固定資産税につきましては、家屋の新築分の増加が見込まれることなどにより、前年度と比較して、2,180万円、1.9%の増収が見込まれるものの、町民税では、住宅借入金等特別税額控除の創設等により、前年度と比較して、3,600万円、2.1%の減収となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金につきましては、国の地方財政見通しや県の提供資料等をもとに積算を行い、それぞれ見込額を計上しております。

地方譲与税では、前年度と比較して、700万円減の7,030万円を計上しております。

地方特例交付金では、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴い、経過措置として交付されている特別交付金が大きく減額となっているものの、平成20年度においては、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収を補てんするため、減収補てん特例交付金が創設されることから、前年度と比較して、40万円増の3,230万円を計上しております。

また、地方交付税では、地域再生対策費の増額は見込めるものの、基準財政需要額に算入される事業費補正分等の減により、前年度と比較して、1億1,500万円減の16億9,500万円を計上しております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保を図ったところであります。

国庫支出金では障害者介護給付・訓練等の給付に係る国庫負担金、法隆寺線整備事業やJR法隆寺駅周辺整備事業に係る国庫補助金が減額となることから、前年度と比較して、3,198万6,000円減の4億173万円を計上しております。

また、県支出金は、税源移譲時の所得変動に関する軽減措置の創設により、県民税取扱負担金は増額となるものの、選挙費県委託金が減額となりますことから、前年度と比較して、1,767万8,000円減の3億3,670万8,000円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、8,499万5,000円を計上しております。前年度と比較して、7,511万1,000円の減額となっております。

懸案となっております国保財政への財政支援など、今、この時期に対応しなければならない課題に果敢に取り組むため、やむを得ず、財政調整基金8,000万円の活用を図っております。

最後に、町債につきましては、10億5,040万円を計上しております。前年度と比較して、12億5,540万円の減額となっております。

JR法隆寺駅周辺整備事業、（仮称）文化財活用センターの建設をはじめとする建設

事業費に係る財源確保を図るとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債の活用を図っております。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、説明させていただきます。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組む主な事業につきまして、できるだけ先程の施政方針と重複しないよう、順次、説明いたします。

はじめに、第1款議会費であります。新年度は、1億352万5,000円を計上しております。前年度と比較して、350万8,000円の減額となっております。

議員皆様におかれましては、斑鳩町の発展のために、多岐にわたり活発な議会活動を行っていただいていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、本町が抱えるさまざまな課題を乗り越えていくため、議員皆様のご意見を拝聴し、ご指導、ご協力を賜りながら、ともに町政の推進にあたってまいりたいと考えております。

続きまして、第2款総務費であります。新年度は、9億1,120万5,000円を計上しております。前年度と比較して、2,195万2,000円の増額となっております。

1点目は、男女共同参画社会の推進についてであります。

第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」に基づき、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしくのびのびと生きていくため、女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動の支援を引き続き実施するとともに、男女共同参画に関する情報提供や子育て環境の整備、福祉サービスの向上、教育及び学習機会の拡充などにより、男女共同参画意識の醸成に努めてまいります。

2点目は、文化・芸術の振興についてであります。平成20年は、斑鳩町名誉町民である西岡常一棟梁の生誕100年目にあたることから、これを記念して西岡棟梁を顕彰し、その業績や精神を学び、今後に生かす方策を創造するため、「西岡常一棟梁生誕100年記念事業」を開催いたします。

また、地域文化の創造と活動の拠点としての機能創出に取り組んでいる斑鳩町文化振興財団を引き続き、財政面から支援し、文化・芸術の振興をめざしてまいります。

3点目は、住民と行政協働によるまちづくりについてであります。これからの時代に欠かせない情報発信につきましては、町広報紙やホームページなどを通じて、行政運営の計画や方針、各種行政サービスなどの行政情報を積極的に発信するとともに、私自身

が住民の皆様のもとに出向き、本町が抱えるさまざまな行政課題について説明をさせていただき、住民の皆様の声を直接聞かせていただく「町民対話集会」、そしてさまざまな行政課題について住民の皆様の自主的な活動を支援する「行政出前講座」をとおして、住民の皆様と情報を広く共有しながら、行政への関心や理解を深めていただくよう努めてまいります。

4点目は、職員の人材育成についてであります。地方分権の推進に伴い、今後さらに国と地方の役割分担が明確にされ、地方公共団体が自らの権限に基づいて各種施策を決定し、実行していくこととなります。そのためには、職員一人ひとりの職務遂行能力や資質の向上が不可欠であり、新時代に対応するための職員の意識改革も必要であります。

これらのことから、新たな人事考課制度の導入や職員研修を通じて「職務に関する課題を発見し、施策を的確に遂行するために必要とされる能力と意欲を持ち、職務に積極的に取り組むとともに、その持てる能力と意欲の向上に自発的に努める職員」を育成してまいりたいと考えております。

5点目は、計画的な行財政運営についてであります。総合計画の取組みといたしまして、新年度から、第4次総合計画の策定作業に着手し、平成22年度までの3年間で策定したいと考えております。新年度には、本町の現状と課題の整理、住民意識調査の実施・取りまとめ、策定方針の検討などを行ってまいります。

次に、行政改革の取組みにつきましては、昨年に平成22年度までを計画期間とする第3次斑鳩町行政改革実施計画「後期計画」を策定いたしました。後期計画は、全154項目の取組みからなっており、前期計画に引き続いて、特に財政健全化に関する項目を重点的に、効率的・効果的な行政運営をめざし、全職員が知恵を出し合い、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の取組みにつきましては、「三位一体の改革」による地方交付税や国庫補助金等の見直しがされるなか、自主財源の確保は自治体財政運営の大きな課題とされております。とりわけ中核を占める税収確保の重要性は一層増しており、税負担の公平性と税収の確保は重要課題の一つであります。

このため、滞納整理システムを構築し事務の効率化を図るとともに、税務署や県税事務所等の関係機関との連携を強化し、税収確保対策に取り組んでまいります。

続きまして、第3款民生費であります。新年度は、19億1,023万4,000円を計上しております。前年度と比較して、13億6,168万6,000円の減額とな

っております。

はじめに、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設についてであります。施政方針のなかで申しましたとおり、平成20年9月1日に開館してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉についてであります。新年度も引き続き、「斑鳩町第3期介護保険事業計画・老人保健福祉計画」に基づき、高齢者の方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図りながら、その利用促進に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、地域支援事業として介護予防に重点がおかれており、福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携をとりながら、各事業に取り組み、今後も引き続き、高齢者が自立し充実した生活をおくれるよう施策を展開してまいります。

また、第3期「斑鳩町介護保険事業計画」が最終年度となることから、新年度におきまして、第4期「斑鳩町介護保険事業計画」の策定を行ってまいります。

次に、障害者福祉についてであります。新年度におきましても引き続き、「障害者自立支援法」に沿って、身体障害、知的障害、精神障害に対する共通の自立支援のための各種福祉サービスを提供してまいります。

また、第1期「斑鳩町障害福祉計画」が最終年度となることから、本町の障害福祉サービスの実態調査等を行い、新年度におきまして、第2期「斑鳩町障害福祉計画」の策定を行ってまいります。

今後におきましても、住み慣れた地域で、安心して、快適な生活が実現できるよう、関係機関と連携しながら、利用者への情報提供、相談体制等の充実やサービスの提供に努め、ハンディキャップのある人も、ない人も、ともに生きるまちづくりに努めてまいります。

次に、児童福祉についてであります。最近の少子化、核家族化、都市化の進展により、人間関係が希薄化するなかで、相談相手がなく、子育て中の親が一人で悩み、子育ての不安や精神的負担感を増大させていることが大きな問題となっております。

新年度におきましても、保育園の運営にあたりましては、仕事と子育ての両立を支援するため、乳児保育・延長保育・一時保育等の充実を図るとともに、園庭開放や家庭支援講座等を通して、地域に開かれた保育園の充実に努め、常に利用者の視点に立った運営に心がけてまいりたいと考えております。

さらに、学童保育につきましても、引き続きそのサービスの充実に努め、子育てを支援してまいります。

続きまして、第4款衛生費であります。新年度は、8億3,364万4,000円を計上しております。前年度と比較して、3,914万7,000円の増額となっております。

1点目は、健康づくりについてであります。感染症の予防につきましては、感染症の発生とその蔓延、罹患後の重症化を予防するため、法に基づいた各種予防接種を実施し、高齢者や子どもたちの健康の保持・増進に努めてまいります。

なお、昨年のもんしんの流行を受け、これまで1回しか接種していない世代に対して2回目の予防接種を受ける機会を設け、もんしんの蔓延防止に努めてまいります。

次に、母子健康の推進につきましては、子育て支援の一環として、妊娠期や新生児期の早い時期から、妊婦の方や保護者の方とコミュニケーションを持ち、安心して出産・育児ができるよう、また、訪問・各種教室・相談事業を実施し、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減に努めてまいります。

最近では、しつけやかかわり方等の日常生活に関する相談だけでなく、発達に関する悩みを持つ保護者の方も増えていることから、臨床心理士による個別相談の充実に努めてまいります。

次に、健康増進につきましては、各種がん検診等の受診率の向上をめざすとともに、疾病の早期発見と住民一人ひとりが主体的に自分で考え行動できるよう取り組み、住民の皆様の健康管理に努めてまいります。

また、医療保険に加入されていない方の健康診査や広域連合の委託を受けて行われる後期高齢者健康診査の受診率の向上をめざし、受診者の健康管理にも努めてまいります。

さらに、若い世代から、健康的な生活習慣を定着できるよう、健康教育・相談等さまざまな機会をとおして、生活習慣改善のための情報提供などを行って、行動変容ができるよう支援してまいります。

2点目は、環境対策についてであります。

20世紀の飛躍的な近代化と、それに伴う産業公害との戦いを経験した私たちは、今、地球規模の環境破壊という新たな問題に直面しております。

局地的な豪雨や記録的な猛暑など、地球温暖化の影響といわれている異常気象も次々と私たちの目の前にその姿を現すようになってまいりました。

温暖化をはじめとする地球環境問題を解決するためには、現在の環境問題が日常生活そのものと深く結びついていることを認識し、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、生活様式のあり方を見直していく必要があります。

そうしたことから、「環境教室」、「環境問題学習会」、家庭版 I S O 「エコいかるがファミリー」、「エコいかるがキッズ」などの事業を展開し、地球環境問題について、正しい認識と緩和・防止するための生活様式のあり方について考え、行動を起こす機会を提供してまいります。

また、各自治会に 1 名ずつ委嘱しております「環境保全推進委員」及び「子どもエコクラブ」などの環境保全活動に対する取組みを支援しながら、人材・組織の育成にも努めてまいります。

次に、ごみ処理につきましては、住民の皆様のご理解とご協力により、順調に減量化・資源化が進んでいます。

しかしながら、全国平均で、あと 1 0 年あまりで埋立て処分場が飽和状態になるといわれており、本町におきましても、焼却灰を含め、埋立て処理をしなければならない廃棄物の量をいかに減少していくかが、現在の課題であると考えています。

そのため、可燃ごみの約 5 % を占めている剪定枝葉・刈草のリサイクル処理につきまして、長年の成果により、十分、費用対効果が望める状況になってまいりましたので、新年度から、剪定枝葉・刈草を焼却処理からリサイクル処理に移行してまいりたいと考えております。

また、引き続き、古紙類など資源物を集団で回収できない自治会を対象に、町が回収しリサイクル処理する「古紙類・繊維類リサイクル回収事業」を実施するとともに、平成 1 8 年度から実施している「紙製容器包装類回収モニター事業」のモニター地区拡充を進めながら、焼却処理する廃棄物の減量に努めてまいります。

また、「ごみのゆくえ探検ツアー」、「生ごみ堆肥化講習会」などの啓発事業の開催とともに、「マイバック持参推進サポーター」の皆様によるレジ袋削減への取組み、「家庭生ごみ堆肥化」や「資源物集団回収」に対する奨励事業などを通じまして、ごみ減量化に不可欠なスリーアールの実践をさらに推進してまいります。

続きまして、第 5 款農林水産業費であります。新年度は、1 億 4, 1 4 5 万 3, 0 0 0 円を計上しております。前年度と比較して、5, 7 2 8 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。

1点目は、農業の振興についてであります。恒例となり好評をいただいている産業フェスティバル開催に対して、引き続き支援するとともに、それぞれの分野で活動されている農業関係団体にも支援してまいります。

2点目は、生産基盤の整備についてであります。農地の保全と生産力向上による農業経営の安定化に向けて、農道や水路・ため池などの基盤整備を進めるとともに、地元水利組合などが施工される基盤整備にも支援してまいります。

3点目は、農業経営の改善についてであります。増加しつつある遊休農地の解消に向けて、農業委員会を中心に遊休農地の実態調査や実証展示圃の運営を行っていただいているところでありますが、引き続き農業委員会の協力のもと、実態調査の結果に基づく方針の策定や実証展示圃の運営に取り組んでまいります。

続きまして、第6款商工費であります。新年度は、9,604万1,000円を計上しております。前年度と比較して、2,172万6,000円の減額となっております。

1点目は、商工業の振興についてであります。厳しい経済情勢のなか、本町における商工業者の皆様は、懸命に経営努力を続けられておられます。これらの取組みを支援している商工会に対して、引き続き財政支援を行っていくとともに、本町の商工・観光振興を目的に発足した斑鳩町観光・商工まちづくり協議会と協力・連携し、商工業の振興に努めてまいります。

2点目は、観光の振興についてであります。施政方針のなかで申し上げましたように、増加しつつある外国人観光客に対応すべく、引き続き4カ国標記の案内サインの整備と、外国語観光パンフレットの刷新を行うとともに、法隆寺iセンター、そしてJR法隆寺駅案内所を拠点として、国内外から訪れる観光客の「もてなし」の体制整備を進めてまいります。

さらには、「太子ロマン斑鳩の里 観月祭」の開催や、「桜祭能」「太子びんきり市」などの観光協会の自主事業との連携を図り、積極的な情報発信に努めて、国内外からの観光客の誘致をめざしてまいります。

続きまして、第7款土木費であります。新年度は、13億581万6,000円を計上しております。前年度と比較して、2億6,915万5,000円の減額となっております。

1点目は、生活道路の整備についてであります。安全で安心、快適な道路環境の整備に向けて、新年度におきましても引き続き、生活道路の新設・改良を進めるとともに、

道路の適正な維持管理の向上に努めてまいります。

2点目は、都市計画道路の整備についてであります。都市計画道路法隆寺線の整備につきましては、整備予定区間680メートルのうち96%の用地取得が完了しております。残っている事業用地は1件となっていることから、引き続き、交渉を続け地権者にご理解いただき、早期に整備予定区間全線が整備できるよう、その進捗に努めてまいります。

3点目は、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。施政方針で申し上げたとおり、新年度では、西側方面から南口広場へのアクセスとなる路線を中心に整備を進めてまいります。

また、その他の駅周辺道路整備につきましても、関係者のご理解を求めながら、調整に努めるとともに、今後の事業が円滑に進捗いたしますよう、町土地開発公社において、用地の先行取得も行ってまいります。

4点目は、都市計画マスタープランの策定についてであります。現在の都市計画マスタープランが平成22年度に目標年次を迎えることから、新年度から3年間をかけて、新たな都市計画マスタープランの策定作業を進めてまいります。

続きまして、第8款消防費であります。新年度は、3億2,473万8,000円を計上しております。前年度と比較して、346万2,000円の増額となっております。

1点目は、消防体制の充実についてであります。西和7町で構成している西和消防組合の運営をはじめ、住民の生命と財産を守る町消防団の活動の充実を図り、消防力の強化に努めてまいります。

2点目は、防災体制の充実についてであります。地域ぐるみでの自主防災体制の充実を図るため、引き続き自衛消防団や消防施設の整備を行う自治会に支援してまいります。

さらに、自衛消防団・自治会による自主的な地区別防災訓練を支援するとともに、消火困難地域の解消に向け、防火水槽を設置してまいります。

続きまして、第9款教育費であります。新年度は、11億1,199万6,000円を計上しております。前年度と比較して、2億389万4,000円の増額となっております。

1点目は、学校教育についてであります。小・中学校、幼稚園に町費講師を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒及び園児の教育や交流活動の充実を図るとともに、教科指導の充実にも努めてまいります。

さらに、いじめ問題に適切に対処するとともに、不登校児童生徒等の悩みに寄り添うため、「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」を引き続き配置してまいります。

2点目は、学校教育環境の充実についてであります。現在、小学校コンピュータ教室に設置しているパソコンにつきましては、すでにリース期間も過ぎており、最新のソフト等への対応が難しくなっております。

そうしたことから、より一層の情報教育の充実に努めるとともに、子どもたちが自ら適切な情報を選択する力を育成するため、新年度において新しいパソコンに更新してまいります。

また、子どもたちが学校で使う机・いすにつきましても、更新計画を継続し、新年度では、小学2年生を対象に新しいJIS規格に対応した机・いすに更新してまいります。

さらに、学校図書の購入を進め、蔵書の充実に努めながら、資料や内容等が古い書籍については適切にリユース・廃棄等を行い、学校図書室の機能向上を図ってまいります。

3点目は、生涯学習の推進についてであります。生涯学習のさらなる推進に向け、子どもから大人まで、その生涯にわたって、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、公民館教室や生涯学習講座を開催するとともに、地域社会や家庭における教育力の向上をめざして、地域家庭教育講座や家庭教育学級の充実に努めてまいります。

さらに、新年度においては、放課後子どもプランの導入に向けた取組みを進めてまいります。

図書館の運営につきましては、その活動の評価基準になる貸出冊数が順調に伸びております。この数値は、全国で当館と人口規模を同じくする138町村でも上位に位置しております。

今後も、図書館サービスの向上をめざし、引き続き「ブックスタート」「地域ふれあい活動」のほか、子どもの本に関するサービス事業を、小・中学校、幼稚園、公民館等と連携を図りながら進めてまいります。

4点目は、文化財の保存についてであります。町内に所在する埋蔵文化財の調査及び保存として、史跡中宮寺跡の整備に伴う発掘調査を進めるとともに、個人住宅の建築をはじめ開発行為に伴う緊急発掘調査を実施してまいります。

また、歴史資料の調査として、平成18年度から3カ年計画で取り組んでいる安田家古文書調査の成果を取りまとめてまいります。

5点目は、スポーツの推進についてであります。各種スポーツ大会の開催をはじめ、

誰もが、いつでも、気軽に楽しみながら健康づくりや体力づくりを行っていただけるよう総合型地域スポーツクラブの支援を行い、生涯スポーツの振興に努めるとともに、体育施設や設備を快適かつ安全に利用していただけるよう適正な維持管理に努めてまいります。

最後に、第11款公債費につきましては、9億5,134万2,000円を計上しております。前年度と比較して、2億3,966万4,000円の減額となっております。

昭和57年度に義務教育施設の建設用地の取得に伴い発行した斑鳩南中学校建設用地取得事業債、平成8年度にいかるがホール等の建設に伴い発行したふるさとづくり事業債が平成19年度をもって完済したことから減額となっております。

次に、議案第21号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ31億2,880万円で、前年度と比較して1億4,560万円、4.9%の増となっております。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の創設や65歳以上の退職者医療制度の廃止などの制度面での改正が実施されますとともに、特定健康診査や特定保健指導が導入され、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を進めることになるなど、国民皆保険制度を支えている国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化しようとしていることから、これらの制度改正などが円滑に行われていくことが、被保険者の方々にとっても重要なことであると考えております。

歳入で主なものとしたしまして、税収では後期高齢者への被保険者の移行があることから7億8,510万円で、前年度と比較して7,830万円、9.1%の減を見込み、国庫支出金では後期高齢者支援金分などの増により、前年度と比較して1億5,123万6,000円、21.2%の増で8億6,601万3,000円、退職被保険者等の保険給付に係る療養給付費交付金では65歳以上の退職者医療制度の廃止により、前年度と比較して5億3,944万9,000円、73.1%の減、1億9,889万8,000円、新たに設けられました前期高齢者交付金では5億5,114万3,000円、県支出金では国庫支出金と同様に増となり前年度と比較して、4,582万円、41.4%の増で1億5,637万6,000円、一般会計繰入金では前年度と比較して7,664万1,000円、41.2%の増で2億6,282万2,000円を計上しております。

一方、歳出では、予算総額の過半を占めている保険給付費につきましては、前年度と比較して2億993万8,000円、10.4%の増となる22億3,564万6,000円を計上いたしております。

次に、議案第22号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,400万円で、前年度と比較して、17億4,300万円、87.7%の減となっております。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることから、同特別会計におきましては、主に3月診療分の医療給付とそれに付随する事務に係る費用を計上しているため、前年度と比較して大幅な減少となっております。

まず歳入では、本特別会計が支払基金・国・県・町それぞれの負担割合に応じた交付金等を歳入財源として運営しており、町の負担割合は現在12分の1となっております。一般会計の繰入額は、前年度と比較して1億3,635万4,000円、86.5%減の2,130万円を計上しております。

また歳出では、予算総額の過半を占める医療諸費を、前年度と比較して17億3,672万9,000円、87.8%減の2億4,086万4,000円を計上しております。

次に、議案第23号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ454万5,000円を計上しております。前年度と比較して、10万3,000円、2.2%の減となっております。

歳入予算では、前年度からの繰越金を計上しております。

一方、歳出予算は、当該財産区の維持管理に要する経費として、62万6,000円を計上しております。

また、経費を差し引いた残額391万9,000円を予備費として計上しております。

次に、議案第24号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ15億9,500万円を計上しております。前年度と比較して、2億4,300万円、13.2%の減となっております。

公共下水道につきましては、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に、整備区域の拡大と接続率の向上に努めております。

予算の概要につきましては、歳入で下水道加入負担金として250件の加入を見込み2,500万円を計上し、下水道使用料金では、前年度より394万4,000円増の6,087万9,000円を計上しております。

国庫支出金では、2つの主要な幹線管渠である神南污水幹線と龍田西污水幹線の約1,331メートルの管渠が完成することから、前年度より2億2,000万円減の4億円、一般会計繰入金におきましても前年度より3,779万3,000円減の3億3,632万5,000円を計上いたしております。町債では前年度比で2.3%増の7億4,680万円となっております。

一方、歳出では公共下水道費で12億628万5,000円、前年度と比較して15.9%の減となっております。

事業といたしましては、整備区域のより一層の拡大を図るために、継続事業として施工する幹線管渠を含め、整備面積約11ヘクタール、整備延長で約5,300メートルの整備を予定し、このことにより約300件が新たに供用できることとなります。

流域下水道費では、前年度比68.5%減の1,947万6,000円を計上し、公債費では、前年度と比較して2,692万7,000円増の3億6,923万9,000円を計上しております。

次に、議案第25号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

介護保険給付の円滑な実施に資するため、本特別会計の歳入歳出予算はそれぞれ14億7,990万円を計上いたしました。

歳入は、保険料収入といたしまして3億1,263万3,000円を計上しております。その他地域支援事業を含めた保険給付に係る歳入として、国庫支出金を2億9,171万2,000円、支払基金交付金を4億2,987万4,000円、県負担金を2億871万5,000円を計上しております。一般会計繰入金といたしましては、2億3,564万3,000円を計上しており、内訳は介護給付費繰入金として1億7,114万6,000円、地域支援事業費繰入金として1,090万9,000円、職員給与や事務費等に係る繰入金として5,358万8,000円となっております。

一方、歳出では介護保険の給付につきましては、今年度までの実績をもとに、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の費用として13億6,916万4,000円を計上しております。介護サービスが必要となれば、介護を必要とする方やその家

族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給や、その質的向上等に引き続き努めてまいります。

平成18年度から、従来の保険給付に加え、予防重視型のシステムを取り入れて、事業を実施してまいりましたが、平成20年度も引き続き要支援者及び要介護状態になる前の方に対して福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携し、介護予防を推進してまいります。

また、平成20年度は、第3期介護保険事業計画期間の最終年度に入り、その運営について引き続き円滑な実施を目指し、鋭意取り組んでまいります。

次に、議案第26号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8,350万円となっております。

後期高齢者医療制度は、県下の全市町村が加入する広域連合により運営されますが、資格の管理や保険給付などは広域連合が行い、保険料の徴収は市町村が行うこととなっております。そのため、同特別会計は、主に徴収した保険料を広域連合に納付するものとなっております。

まず歳入では、後期高齢者医療保険料として、年金からの特別徴収保険料、普通徴収保険料の合計、2億3,838万5,000円を計上しております。

また一般会計からの繰入金として、広域連合運営に係る事務経費の各市町村の負担分と保険料軽減に伴う公費の負担分など4,508万5,000円を計上しております。

なお保険料軽減に伴う公費負担については、4分の3は県の負担、4分の1は町の負担となっており、その県の負担分は一般会計予算の民生費県負担金で受け入れることとなっております。

また歳出では、予算総額の過半を占める後期高齢者医療広域連合納付金として2億7,785万8,000円を計上しております。

これは、歳入で受け入れた後期高齢者医療保険料、広域連合運営に係る事務経費の市町村負担分、保険料軽減に伴う公費負担分を広域連合に納付するものであります。

次に、議案第27号 平成20年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億7,812万5,000円、前年度と比較して1,636万5,000円、2.1%の減であります。主な収入といたしましては、給水収益が7億4,788万1,000円で、水道使用量の減

少により前年度と比較して1, 211万9, 000円の減となっております。

高料金対策として一般会計からの補助金は、水道事業会計の動向を見るなか、本年度から受入れないことから前年度と比較して580万4, 000円の減となっております。

水道事業費用では7億7, 205万8, 000円、前年度と比較して、2, 512万8, 000円、3.2%の減であります。主な支出といたしましては、自己水の安定確保を図るため浄水場の維持補修費940万円、県水受水費は前年度と同程度の3億4, 408万5, 000円、水道本管破損修繕費等2, 615万円、減価償却費・資産減耗費は前年度と比較して389万1, 000円増の1億4, 742万9, 000円、企業債利息では、高利率の企業債を返済したことにより1, 556万円減の4, 486万5, 000円となっております。

このことから平成20年度の損益見込額は、約880万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1億6, 129万1, 000円と、前年度と比較して2, 361万8, 000円、12.8%の減であります。主な収入といたしましては、企業債4, 600万円、国庫補助金2, 251万6, 000円、工事負担金は、公共下水道関連工事の減少となることから、前年度より4, 526万1, 000円減の9, 277万5, 000円となっております。

資本的支出では、4億1, 456万円と前年度と比較して3, 687万3, 000円、9.8%の増であります。主な支出といたしましては、配水設備改良費で水管橋取替工事等によりまして前年度より2, 589万8, 000円増の2億5, 980万4, 000円、浄水場設備改良費1, 300万円、取水設備費では、取水井戸を目安地区に新設することにより2, 855万円増の4, 125万円となっております。

次に、議案第28号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5, 000万円を超えることから工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、工事場所が神南3丁目地内竜田川右岸道路と三室山東側道路の交差点から神南5丁目地内昭和町自治会館前までの延長約530メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

去る、2月15日に制限付一般競争入札に付したところ低入札調査基準価格を下回ったことから、低入札調査を実施した結果、適正に履行されると認め、工事請負契約の締

結について議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、株式会社奥村組奈良営業所 所長山口慶治、契約金額は5億747万4,450円となり、工期は議会議決後、平成21年12月14日までの630日間であります。

次に、議案第29号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてであります。

継続事業として取り組んでおります斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区龍田西汚水幹線工事につきまして、平成20年6月16日の完成をめざし工事を進めておりましたが、いかるがパークウェイ道路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査作業との調整により、やむをえず当該工事の着手を延期しましたことから、当初の工事期間である545日間に、調整に要した137日間を加えた682日、平成20年10月31日までの工期延長に伴う工事請負契約の変更をお願いするものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。

現委員の已波美津子氏の任期が、平成20年6月30日をもって満了となることから、引き続き、同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）であります。

継続事業であります第11処理分区2工区-1工事につきまして、当初、神南汚水幹線の上流部塩田橋西詰から昭和町自治会館までの路線を計画し進めておりましたが、河川占用許可や私道道路の承諾等の問題から施工できる路線がなく、改めて路線の選定を進めましたところ、今回議案として提出しております竜田川右岸道路から三室山東側道路を通る路線となり、土質等の施工条件から工法の変更及び工事期間の変更が生じることとなりました。

このようなことから、路線の選定及び地元調整、設計積算に期間を要したことから当該工事に係る継続費につきまして平成20年1月9日付けで地方自治法第179条第1項の規定により町長専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、年度の延長と事業費の変更及び年割額の変更をするもので、総額7億3,000万円で、平成19年度1億8,600万円、平成20年度2億3,

400万円、平成21年度3億1,000万円に予算補正の承認をお願いするものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）であります。

平成19年5月24日に入札を執行し、平成19年第3回定例議会において議決をいただきました斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区1工区－8工事におきまして、当初、平成19年6月22日から平成20年2月26日までの250日間の工事期間で進めておりましたが、推進工事における土質の状況や土質強度等の影響から推進工事の日数が予定より超過する見込みから平成20年1月21日に請負業者である株式会社中谷組から工期延長願いが提出され、町におきましても十分精査した結果、工事期間の延期を認め、工事期間を280日に変更いたしました。

このようなことから、平成20年1月25日付けで地方自治第179条第1項の規定により町長専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

斑鳩町文化振興財団は、質の高い自主文化事業の展開や住民自らの文化活動の展開により、それら文化活動の一翼を担い、住民参加による歴史と文化がくらしの中に息づくまちづくりに寄与することを目的としております。

いかるがホールが、地域の文化芸術活動の拠点として、文化に触れ、楽しみ、親しむ場づくりに努め、地域が文化の香り高く心豊かなまちとなるように文化・芸術の振興に努めてまいりたいと考えております。

平成20年度の斑鳩町文化振興財団の収支予算額は、1億5,692万9,000円で、前年度と比較して、210万9,000円、1.3%の減となっております。

平成20年度事業計画につきましては、自主事業として21事業を計画し、事業費は1,873万1,000円となっております。

地域住民が主体となって参画・出演される住民参加型事業を9事業、芸術文化鑑賞型事業を9事業、地域文化を育成する育成型事業を3事業計画しております。

また、町からの受託事業として2事業を計画しており、事業費は150万円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営では、ホール管理運営事業費として、1億983万8,000円を計上しております。指定管理料収入として、8,690万2,000円、施設使用料収入で2,293万6,000円を見込んでおります。また、図書館管理事業費では、1,393万9,000円を計上しております。

次に、報告第3号 平成20年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成20年度事業計画につきましては、取得事業で2事業、処分事業では5事業を予定しております。

事業計画費は、用地取得費で7,805万3,000円、用地処分費で5億9,597万1,000円となっております。

はじめに、取得事業では、法隆寺駅周辺整備事業用地の取得として、760万8,000円、都市計画道路法隆寺線事業用地の取得として、7,044万5,000円を計画しております。

次に、処分事業においては、法隆寺駅周辺整備事業用地の処分として、1,088万円、都市計画道路代替用地の処分では、龍田西8丁目地内の保有地ほか1件の処分で4億567万6,000円、道路新設改良事業用地の処分では、興留9丁目地内の保有地ほか1件の処分で1億7,941万5,000円を計画しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程26、議案第19号、日程37、諮問第1号、日程38、承認第1号、日程39、承認第2号、日程40、報告第2号、日程41、報告第3号を除く町長提案の28議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 8、議案第 1 号 斑鳩町総合保健福祉会館条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） 第 3 条の「開館日及び開館時間」のところで少しお聞きをしたいんですけども、これは規則で定めるとなってますけれども、たしか日曜日は閉館をするというふうに決まっていたと思います。私は、日曜日もあけてはどうかなというふうに思ったんですけども、その考え方について、どのような考え方に基づいて日曜日は閉館されることになったのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 日曜日の閉館につきましては、（仮称）総合福祉会館運営会議の中でお諮りをさせていただき、またご意見もいただいているところでございますけども、日曜日の閉館につきましては、まず 1 つは、先進地の例によりまして、休日のご家族で過ごされることが多いということで、利用者が少ないという声がありました。それともう 1 点は、機械点検、そして一斉清掃等を行う会館の管理上の必要性から、やはり週 1 回の休館日を設けた方がよいという先進地のアドバイスもございましたし、また先進地におきましても日曜日が休館のところが多いという中のこの 3 点で日曜日を休館とさせていただき、また運営会議の方でもそのようなご説明をさせていただきお諮りをしたところでございます。

○議長（中川靖広君） 14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） 先進地のところで日曜日をあけていると、平日を休館にしているところなんかの状況でも、やっぱり日曜日の来館数というのは少ないという状況なんですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先進地、11 団体を見させていただく中では、そのうち 7 団体が日曜日は休館日であると。それから、うち月 1 回目の日曜日を休館日としていたところも 1 つありました。また、平日休館日とされているところも 2 カ所ございました。そういった中で、やはり 7 団体の会館が日曜日を休館とされているということから、やはり日曜日の休館日が多いということも参考にさせていただいたところでございます。

○議長（中川靖広君） 14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） それは先ほど聞かせていただいたんですけど、日曜日に開館をして平日休館にしているところの例で、来館数というのが、今、ちょっとすぐわからな

かったらあれですけども、それがどうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 日曜を閉館ということは、一つ考える中では、保健センターが休みになります。社会福祉協議会が休みになります。そういうことから、あけるとすれば貸し館だけになります。ただ、総合福祉会館につきましては、生涯福祉の拠点でもございますけども、やはり保健センターと社会福祉協議会が休んでおるならば、そこを使うてもらうとすれば、そういう2つの施設を同時に使うてもらうということが望ましいのではないかと、このように思います。したがって、週1回はどこの町村においても休みはございますから、あえて日曜日を休ませていただくということでお願いしていこうと思ってます。

ただ、公民館並びにいかるがホールにつきましては、日曜日も運営しておりますので、そこを使っただけならばなお結構と思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その方針は理解をいたしましたけれども、やはり今後住民さんの中から、もし日曜日等も開館をしてほしいという声が強くなってくようでしたら、ぜひ今後検討をいただきたいというふうをお願いしておきます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この後期高齢者医療制度、いまだに住民さんの中で、75歳以上の方、どうなっていくのか全くわかれへんねんということをよくお聞きするんですけども、今月の町の広報に、制度の移行について一定説明がなされていましたがけれども、この保険料、個人の保険料の通知、これも斑鳩町が業務を行うことになってますけれども、この通知というのはいつごろ行われるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この通知でございますが、この制度自身4月から保険料

の特別徴収が始まります。また、本徴収につきましては7月からとなっております。それで、4月から早速年金の方から特別徴収が行われるわけですが、これにつきましては4月の初めに仮徴収の通知を行いたいと、このように思っております。また、本徴収につきましては、普通徴収、特別徴収とも7月に保険料の通知を行っていきたいと、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その際、「平成20年4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わります」という、これは後期高齢者の広域連合が出している参考資料なんですけれども、ここに、これまで確定申告をされていなかった方も確定申告を行ってくださいと、そうでないと軽減が受けられませんというような案内が載っているんですけども、これについて、これまでされていなかった方は必ず行わなければいけないのかということが、色々疑問の声として聞かれますので、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 確定申告につきましては、申告がない場合は減額が行われないということでございますが、本算定の前に、広域連合の方から、未申告者に対しましては申告の勧奨の連絡をするというふうに聞いております。

その場合、その申告につきましては、広域連合もしくは役場の窓口で手続をしていただくと、それで、俗に言う簡易申告でございますが、簡単に申告が済むというような制度になっております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長がおっしゃいました申告されない方への通知というのは、広域連合の方からされるということなんですかね。町の方から、それともすることなんですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 広域連合の方から、未申告者に対しまして申告の勧奨の連絡をするということでございます。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 10、議案第 3 号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) よろしいですか。これをもって議案第 3 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 3 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 11、議案第 4 号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 4 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 4 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 12、議案第 5 号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 5 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 5 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 13、議案第 6 号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 6 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 6 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 14、議案第 7 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 7 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 7 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 15、議案第 8 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 8 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 8 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 16、議案第 9 号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 9 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 17、議案第 10 号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 10 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 10 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 18、議案第 11 号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 11 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 11 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 19、議案第 12 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 12 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 12 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 20、議案第 13 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 13 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 13 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 21、議案第 14 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第 14 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22、議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23、議案第16号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、議案第17号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程25、議案第18号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第18号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程26、議案第19号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の提案説明を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、議案第19号 平成19年度斑鳩町水道事業

会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

議案第19号

平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、恐れ入ります、補正予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書

1. 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

資本的収支の支出でございます。第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金で1億4,810万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

これは、地方公共団体の財政融資資金借入金の一部について、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、早期の財政健全化が図られるよう、金利に係る負担の軽減を目的とした財政融資資金借入金の繰り上げ償還が承認されましたことにより、予算の補正をお願いするものでございます。それにより、約3,000万円の利息を軽減することが出来るものでございます。

それでは、恐れ入ります、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。

平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度斑鳩町水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目 支出、第1款資本的支出、既定予定額3億7,768万7,000円、補正予定額1億4,810万3,000円、計5億2,579万円。第2項企業債償還金、既

定予定額 1 億 1, 909 万 7, 000 円、補正予定額 1 億 4, 810 万 3, 000 円、計 2 億 6, 720 万円。

平成 20 年 3 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますが、議案第 19 号 平成 19 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 19 号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第 19 号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程 27、議案第 20 号 平成 20 年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第 20 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 20 号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 28、議案第 21 号 平成 20 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第 21 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 21 号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 29、議案第 22 号 平成 20 年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第 22 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第22号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程30、議案第23号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第23号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程31、議案第24号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第24号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程32、議案第25号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算に
ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第25号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程33、議案第26号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第26号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程34、議案第27号 平成20年度斑鳩町水道事業会計予算についてを
議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第27号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程35、議案第28号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負
契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第28号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程36、議案第29号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負
契約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第29号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程37、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつ
いてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会
付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって諮問第1号については、委員会付託
を省略をいたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を
求めることについてご説明申し上げます。

現委員でございます已波美津子氏の任期が、平成20年6月30日をもって満了とな
ることから、引き続き同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読によりましてご説明とさせていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3
項の規定により、議会の意見を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町大字三井1576番地

氏 名 已波美津子

生年月日 昭和18年4月17日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますけれども、

朗読は省略させていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。諮問第1号については、質疑討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程38、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成19年度斑鳩町公共下水道事業

特別会計補正予算（第3号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入ります、次に２枚目の専決処分書につきまして朗読をさせていただきます。

斑専第１号

専決処分書

平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２０年１月９日

斑鳩町長 小城利重

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

本定例会におきまして、議案第２８号により、契約の締結をお願いいたしております第１１処理分区２工区－１工事につきまして、現在施工をいたしております神南污水幹線の上流部、塩田橋西詰めから竜田川右岸堤防沿いに大和川右岸堤防を昭和町自治会館前までの路線を当初計画し進めておりましたが、河川の占用許可及び私道敷道路の承諾等の問題から施工出来る見込みがなくなり、改めて路線の選定について検討いたしましたところ、竜田川右岸道路から三室山東側道路を通り昭和町自治会館までの路線を選定することになりました。

そのようなことから、当該路線につきまして、土質等の施工条件から工法の変更、設計額及び工事期間の変更が生じることとなり、当該工事に係る予算であります継続費につきまして、平成２０年１月９日付で、地方自治法第１７９条第１項の規定により町長専決処分をさせていただいたものであり、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算書によりご説明申し上げます。

補正予算書の２ページをご欄いただけますでしょうか。第１表 継続費補正でございます。第１款公共下水道費、第２項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第１１処理分区２工区－１）。補正前、総額４億２，０００万円、年度及び年割額につきまして、平成１９年度１億８，６００万円、平成２０年度２億３，４００万円。次に、補正後でございます。総額７億３，０００万円、年度及び年割額につきまして、平成１９年度１億８，６００万円、平成２０年度２億３，４００万円、平成２１年度３億１，０００万円の補正でございます。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明にかえさせていただきます。

平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の変更は、「第1表 継続費補正」による。

平成20年1月9日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますが、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程39、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の提案説明を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成19年度斑鳩町公共下水道管渠

築造工事請負契約の変更について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、2枚目、専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第2号

専決処分書

平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年1月25日

斑鳩町長 小城利重

恐れ入ります、4枚目に添付いたしております付近見取り図をご参照ください。

この件につきまして、平成19年6月議会定例会におきまして議決をいただき、龍田西3丁目及び龍田西6丁目地内におきまして管渠築造工事に取り組んでおります斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区第1工区-8工事につきまして、平成20年2月26日の完成を目指し工事を進めておりましたが、推進工事におきまして、当初土質調査の結果どおり岩盤土質を掘進いたしておりましたところ、到達立坑手前約60メートル付近から粘土層に変化し、その結果推進工事の進捗が低下、工事日数が予定より超過する見込みから、やむを得ず当該工事の工期を延期したものでございます。

それにより、当初平成19年6月22日から平成20年2月26日までの250日間の工事期間で進めておりましたが、30日を加えた280日、平成20年3月27日まで工期を延長し工事を進めるもので、平成20年1月25日付で、地方自治法第179条第1項の規定により町長専決処分をさせていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、恐れ入ります、議案書3枚目をお願いいたします。朗読をもちまして説明に変えさせていただきます。

平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について

平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事について、次のとおり工事請負契約を変更する。

記

契約の対象、斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区第1工区－8工事。変更前、議会議決後250日間。変更後、議会議決後280日間。

以上、簡単ではございますが、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程40、報告第2号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、報告第2号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読します。

報告第2号

平成20年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案は、平成20年度の斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算について議会にご報告させていただくものでございます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成20年度の事業計画につきましては、(1)の芸術・歴史文化事業の企画及び運営に関する事業につきましては、①住民参加型事業9事業、事業費482万円、②芸術文化鑑賞型事業9事業、事業費1,151万円、③育成型事業3事業、事業費240万1,000円で、事業合計では21事業、1,873万1,000円であります。

これらの事業の概要につきましては、2ページから4ページに、開催事業名、開催日、事業趣旨、事業費、収入見込額等を記載しておりますので、ご参照をください。

次に、(2)の芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業につきましては、①受託事業2事業、事業費150万円であります。事業の概要につきましては、4ページの下段に記載しておりますが、名誉町民であります西岡棟梁生誕100周年記念シンポジウム及びNHK奈良放送局との共催事業でございます。

また、1ページにお戻り願います。②の友の会運営費として事業費100万9,000円。いかるがホール友の会会員528名、法人会員36口の会員収入100万9,000円を計上いたしております。前年度予算と比較して、22万9,000円の増となっております。

(3)の芸術・歴史文化情報の収集及び提供につきましては、ホール機関誌の刊行として18万1,000円。

(4)のその他、この法人の目的を達成するために必要な事業につきましては、1のホール管理運営事業として、事業費1億983万8,000円。うち、指定管理料収入が8,690万2,000円、使用料収入が2,293万6,000円であります。なお、前年度比較につきましては、後ほど収支予算書においてご説明を申し上げます。

2の図書館管理事業では、事業費1,393万9,000円であり、ホール施設全体に係る管理費のうち、電気、水道、清掃、夜間警備、浄化槽維持費、植栽管理費について、文化ホール部門と図書館部門の床面積比を8対2として、ホール8、図書館2となっております。

以上が、平成20年度の事業計画でございます。

次に、平成20年度収支予算でございます。5ページをご覧くださいと思います。5ページの収支予算書総括表であります。

Iの事業活動収支の部で、そのうちの1の事業活動収入では、①基本財産運用収入ですが、これは財団の基本財産1億円の運用益となっております。予算額35万円で、前年度比較では106万円の減額となっております。内訳は、金融機関への1年定期0.35%の利息であります。減額の要因としましては、斑鳩町土地開発公社への貸し付けをなくし、全額金融機関への預け入れに変更したことによるものでございます。

②事業収入ですが、予算額は1,507万2,000円です。これは、年間21事業のチケット販売収入の合計となります。前年度比較では、488万8,000円の減額となります。これは、事業規模の縮小によるものでございます。

③受託事業収入では、斑鳩町教育委員会から委託を受けた図書館の管理事業の事業費の受け入れ及び斑鳩町から指定管理者の選定を受けました斑鳩町文化振興センターの管理運営費用とホールの貸し館事業の収入及び斑鳩町から委託された事業の開催費用の受け入れでございます。予算額は、1億2,527万7,000円となり、前年度比較で204万9,000円の増額となりました。

明細は、6ページの収支予算書のIの1の③の受託事業収入の欄に記載しておりますとおり、図書館管理受託事業収入は、斑鳩町立図書館の管理に係る費用の受け入れでございます。予算額1,393万9,000円となります。これは、先ほども申し上げましたが、ホール全体の光熱水費、重油代、ホール総合管理委託料等々によります額とな

っております。前年度比較では、43万1,000円の増額となっております。増額の理由は、燃料費の高騰等によるものでございます。

次に、指定管理料収入は、予算額8,690万2,000円となり、前年度比較では141万4,000円の増額となりました。増額の理由は、施設管理システムの更新及び燃料等の高騰によるものでございます。

次に、使用料収入ですが、予算額2,293万6,000円であります。前年度比較では、20万4,000円の増額となっております。

次に、受託事業収入ですが、予算額150万円で、斑鳩町から委託を受けた受託事業を開催するための費用でございます。

恐れ入りますけれども、5ページにお戻りください。④の補助金等収入は、予算額1,459万7,000円で、主に財団の事業活動及び財団運営補助で、斑鳩町からの補助でございます。前年度比較で、145万3,000円の増となりました。基本財産運用収入の減及び総務管理費の人件費の増によるものでございます。

次に、⑤入会金収入ですが、予算額は100万9,000円となります。これは、平成20年度いかるがホール友の会の入会金及び年会費の収入となりますが、新規入会者109名、継続419名、法人継続36口を見込んでおります。

次に、⑥雑収入であります。予算額は62万4,000円となります。前年度比較で10万8,000円の増となりました。これは、ホール内4台の自動販売機、公衆電話設置手数料等によるものでございます。

次に、2の事業活動支出でございます。

①の事業費支出、(1)自主事業費支出は、予算額1,873万1,000円となり、前年度比較で524万2,000円の減額となります。主な要因は、事業規模の縮小による委託料の減によるものでございます。各事業費の内訳につきましては、説明書の最後の15ページに記載をいたしておりますので、ご参照をよろしくお願いを申し上げます。

(2)の受託事業費支出では、予算額は150万円でございます。予算額は、事業活動収入の受託事業収入と同額となっております。

次に、(3)図書館管理費支出は、事業活動収入の③受託事業収入、図書館管理受託事業収入と同額で、予算額1,393万9,000円となります。これは、ホール全体の光熱水費、重油代、ホール総合管理委託料等の経費でございます。

次に、（４）ホール管理運営費支出は、予算額１億９８３万８，０００円となり、事業活動収入の③受託事業収入、指定管理料収入８，６９０万２，０００円と、使用料収入２，２９３万６，０００円の合計と同額となっております。前年度比較では、１６１万８，０００円の増額であります。増額の主な要因は、先ほども申し上げましたけども、ホールの施設管理予約システムの入れかえ、また燃料費等の高騰による事業費の増によるものでございます。

次に、（５）友の会運営費支出、予算額１００万９，０００円であります。これにつきましては、友の会会員への案内送付などの費用となっております。入会金収入と同額を計上いたしております。

②の管理費支出、（１）総務管理費支出では、予算額１，１８６万２，０００円となり、前年度比較では８５万５，０００円の増額となっております。主に、財団の業務管理、庶務的経費に係る費用でございます。

最後に、Ⅳ予備費支出は、予算額５万円であり、前年度と同額となっております。

予算総額は、収入支出同額の１億５，６９２万９，０００円で、前年度比較では２１０万９，０００円の減額となっております。

なお、本報告議案につきましては、去る２月２５日に開催されました理事会におきまして承認を得て提出されたものであることをご報告申し上げますと共に、当日の会議録を議会事務局に提出されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、平成２０年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。８番、西谷議員。

○８番（西谷剛周君） 今の説明の中で、２ページの開催事業の概要とか見てるんですが、ちょっと私も理解に苦しむのは、私もたまにこういうイベント、コンサートやるんですが、やる時には必ず相手方と交渉して赤の出ないような形で企画するんですが、当然の話なんです。

ところが、実際、この住民参加型事業９事業、あるいは芸術文化鑑賞型事業９事業となっているんですが、事業費と収入見込み見ますと、全部赤なんです。やればやるほど赤が出る。やればやるほど赤が出るということは、この費用の赤について全部税金が使われるということなんです。

赤が出るということは、初めからこの事業は採算がとれへんというのがわかってて事業を組むということになってきたら、ちょっとおかしいん違うかな。税金でする以上は、少なくともとんとんぐらいはするような形でせないかんし、かかわった人間がやっぱり責任持ってチケットを売って席を満杯にするとかいう、そういう部分がこの事業の説明の中からは全く熱意が伝わってきませんし、一体何でこういう事業をされるのかなと、逆に言えばですよ。赤になるというのは、席が満杯にならへんということを前提に収入見込みされているわけですから、そんな企画をしていいのか、それもこんなにたくさん。

その辺の企画力とか、実際に事業をやられておる中で、どのような形でこのいかるがホールの運営について考えておられるのか、その根本的なところをちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 西谷議員さんもお承知のとおり、いかるがホール開館以来でございますけども、この会館の目的自体が、文化活動の支援、芸術の振興でございます。

そうした中で、自主事業や芸術文化鑑賞型事業、または育成型事業を行ってこられました。そうした中で、事業を行う場合、どうしても町が行う場合、当初予算におきましては、当然、大体全国的に8割の入場料収入を見込んでおられますので、そうした経費を計上して今日までしてまいりました。

ただ、議員もおっしゃいますように、それは収支はとんとんに決算上は当然合わせてくるように努力をする必要がございますけども、予算上ではこのようになっております。

そして、事業をするにおきましては、当然財団職員もそれはチケットを完売するよという最善の努力をしていることは事実でございます。そこらご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、総務部長おっしゃいましたけど、実際企画する中で、物理的にですよ、今のいかるがホールの職員、企画されている人、あるいはどの程度の、その自主事業の中で住民参加型事業というのをまず見てみますと、住民が主体になって事業に参画、出演するということの中では、いかるがホールの職員と、そしてそれにかかわる住民の方々が当然企画の段階から入られるわけですから、そういう方も一緒に自分の知り合いの方、あるいは親戚の方とかにチケットを売って、すそ野を広げて出来るだけ満杯にするような形で、採算がとれるような形でされているんやと思うんですが、そう

なってくると、果たしてこれぐらいの、要は数をやって、斑鳩町でまず物理的にチケットが売れるのかなというのを、僕の経験の中からは思うわけですよ。

だから、結果としては、収入見込みから、今までの経験からしてこういう数字が出てくるのは、ある意味では、この収入見込額というのは、これまでの実績あたりから換算し出した数字なんかと思うんですが、ところがそうなってくると、やはり事業をやる中で、単にこれとこれとをやるんやのうて、少なくとも採算がとれるような事業に絞ってこういう事業というのはやるべきやないのかなと思うんですが、その辺はどうですかね、具体的に。

僕は、この数字と回数と内容と、それと斑鳩町の全体とのキャパ見たら、満杯にはならんやろなというのは直観的にわかるんですが、それでもやっていくという部分の中では、もう少し事業について精査をすべきではないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、18年度決算ちょうど持っておりますんで、別ですけども、以前に、6月議会に報告させていただいたわけでございますけども、その中で収支率が100%を超えている事業も当然ございます。ただ、どうしても、これは例に出して悪いんですけども、いかるが劇団の事業がございまして。これは、斑鳩町民の方が、当然自分たちの文化の発祥として劇団を立ち上げて脚本も書いておられます。そうした分について、やはり余り高額な入場料も取れないということで、どうしても収支割れが起こってまいります。そういうもんで収支割れが起こっておりますけれども、大多数、約半分については、収支とんとんないしは収支が多くなっております。

この事業につきましても、毎年度、一応、事業見直しを行ってきております。例えば、前年度やって余り収支率が悪い、または当初こちらがよい事業だと思ってやっても、やはり若干反応のよくない事業もございまして。そうした事業は、当然翌年度から事業の削除をしていって、また新たな事業も取り入れておりますんで、毎年度それらを考えながら財団として事業を執行しておられるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 全体を見て、私はやる中で、ここに事業費の中で、当然出演料、ギャラのことなんかあると思うんですが、私も実際そういう交渉をやる中では、ギャラというのはあってないような部分がありまして、やり方によっては非常に下げられるような要素も多分にあります。そういうところも加味しながら、十分にやっぱり出来るだ

け税金をつぎだまんでええような形での事業の展開というのをお願いしておきたいと思
います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程41、報告第3号 平成20年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告に
ついてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会
付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会付託
を省略をいたします。

理事者の報告を求めます。面巻企画財政課長。

○企画財政課長（面巻昭男君） それでは、報告第3号 平成20年度斑鳩町土地開発公
社事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成20年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告し
ます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、事業計画説明書に基づきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、平成20年度斑鳩町土地開発公社予算書の10ページをお開きいた
だけますでしょうか。

初めに、取得事業計画からご説明をさせていただきます。

法隆寺駅周辺整備事業用地取得につきましては、平成20年度において、駅南口から
西方向への1号線整備用地の取得を計画しております。その用地取得費として、760
万8,000円を見積もっております。

次に、都市計画道路事業用地取得、都市計画道路法隆寺線につきましては、精力的に
用地交渉を重ねていただいているところではございますが、土地所有者から提示される

条件等が厳しいことから、平成19年度中の取得が困難と見込まれております。そうしたことから、引き続き平成20年度での取得を計画し、その用地取得費として7,044万5,000円を見積もっております。

続きまして、処分事業計画につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、11ページをご覧くださいませでしょうか。

初めに、法隆寺駅周辺整備事業用地の処分につきましては、平成20年度において、町道312号線整備事業用地、駅北口の5号線の処分を計画しております。その事業費として、1,088万円を予定しております。

また、21年度におきましては、平成20年度に取得を計画している1号線用地の処分を計画しております。その事業費として、791万5,000円を予定しております。

次に、都市計画道路事業用地処分につきましては、平成20年度に取得を計画している都市計画道路法隆寺線事業用地の処分を計画しております。その事業費として、7,329万1,000円を予定しております。

次に、都市計画道路代替用地の処分についてであります。龍田西8丁目地内の保有地につきましては、平成20年度での処分を計画し、その事業費として2億6,405万4,000円を予定しております。興留5丁目地内の保有地につきましては、平成20年度、平成21年度の処分を計画し、その事業費として、平成20年度では1億4,162万2,000円、平成21年度では7,515万3,000円を予定しております。阿波2丁目地内の保有地につきましては、平成22年度での処分を計画し、その事業費として9,998万5,000円を予定しております。

次に、道路新設改良事業用地の処分につきましては、平成20年度において興留9丁目地内の保有地、五百井1丁目地内の保有地の処分を計画し、その事業費として、興留9丁目地内の保有地で1億4,692万3,000円、五百井1丁目地内の保有地で3,249万2,000円を予定しております。

それでは、2ページをお開きいただけますでしょうか。

第1表、収益的収入及び支出予算についてであります。

初めに、収入では、事業収益の公有地取得事業収益で5億9,597万1,000円、事業外収益の受取利息で1万5,000円、同じく雑収益で8万8,000円を計上し、収益的収入の合計では、5億9,607万4,000円となっております。

また、支出では、事業原価の公有地取得事業原価で5億9,597万1,000円、

販売費及び一般管理費の一般管理費で10万円を計上し、収益的支出の合計では、5億9,607万1,000円となっております。

恐れ入りますが、3ページにお移りいただけますでしょうか。

次に、第2表、資本的収入及び支出予算についてでございます。

初めに、収入では、借入金で9万7,000円を計上し、支出では、公有地取得事業費で9,744万9,000円、借入金償還金で5億9,600万円を計上し、資本的支出の合計6億9,344万9,000円となっております。

5ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示ししておりますので、また後ほどご参照いただければと思います。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成20年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成20年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 法隆寺駅周辺整備事業用地取得及び処分
2. 都市計画道路事業用地取得
3. 都市計画道路代替用地処分
4. 道路新設改良事業用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入	5億9,607万4,000円
収益的支出	5億9,607万1,000円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、5億9,644万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金、5億9,644万9,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 9, 700万円

資本的支出 6億9, 344万9, 000円

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、9億8, 000万円と定める。

- 2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出予算の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成20年2月18日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第3号 平成20年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。

なお、この報告案件につきましては、去る2月28日、斑鳩町土地開発公社理事会におきまして承認されておりますことを申し添えましてご説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、説明いただきました中で、取得の方で出てきている分については、処分をする方にも出てきますので、その目的はわかるんですけども、それ以外の部分で処分をするやつにつきましては、どういう目的で、またどういう方法で処分されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 面巻企画財政課長。

○企画財政課長（面巻昭男君） 平成20年度におきましては、法隆寺駅周辺整備事業用地処分で1事業、都市計画道路代替用地処分で2事業、道路新設改良事業用地処分で2

事業、合わせまして5事業を計画しております。

処分事業の事業費は、総額で5億9,597万1,000円となっております。

初めに、法隆寺駅周辺整備事業用地処分では、平成18年3月1日に町道312号線整備事業用地として取得した用地、駅北口のロータリーの北側のところでございます。

62.5平米の処分を計画しております。その事業費として、1,088万円を予定しております。

次に、都市計画道路代替用地の処分についてでございます。これにつきましては、平成4年7月28日に取得いたしました龍田西8丁目地内の保有地、旧の三室休日応急診療所の北西に位置する土地でございます。972.61平米の処分を計画しております。その事業費として、2億6,405万4,000円を予定しております。

また、平成4年6月30日に取得いたしました興留5丁目地内の保有地、松楽園さんの南側の土地でございます。405.63平方メートルを処分計画しております。この事業費として、1億4,162万2,000円を予定しております。

続きまして、道路新設改良事業用地の処分についてでございます。平成4年6月30日に取得した興留9丁目地内の保有地、県道大和高田斑鳩線と三代川との交差点から北西に約100メートルほどに位置します土地でございます。1,560平方メートルの処分を計画しております。その事業費として、1億4,692万3,000円を予定しております。

また、平成4年12月11日に取得いたしました五百井1丁目地内の保有地、町道404号線に位置するものでございます。245.52平方メートルの処分を計画しております。その処分費といたしまして3,249万2,000円を予定しております。

なお、これら土地の処分につきましては、より一層の公社の経営の健全化を図るため、この処分に当たりましては、民間への売却をはじめ、町の土地開発基金の活用もお願いしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、説明いただきました中で、都市計画道路代替用地処分のところで、興留5丁目地内の②と阿波2丁目地内のところですね、これは説明いただけなかったと思います。

○議長（中川靖広君） 面巻企画財政課長。

○企画財政課長（面巻昭男君） それらの土地につきましては、平成21年度と22年度の計画をしておりますので、その詳細についてご説明をさせていただきます。

平成21年度におきましては、法隆寺駅周辺整備事業用地処分で1事業、都市計画道路事業用地処分で1事業、都市計画道路代替用地処分で1事業、合わせまして3事業を予定しております。処分事業の事業費は、総額で1億5,635万9,000円となっております。

初めに、法隆寺駅周辺整備事業用地処分では、平成20年度に取得を計画している1号線用地約72平米の処分を計画しております。この事業費として、791万5,000円を予定しております。

次に、都市計画道路事業用地処分では、平成20年度に取得を計画しております都市計画道路法隆寺線、約440平米の処分を計画しております。その処分費として、7,329万1,000円を予定しております。

続きまして、都市計画道路代替用地の処分では、平成6年3月18日に取得した興留5丁目地内の保有地、旧ラポールの東側約50メートルぐらいのところに位置するものでございますが、273.8平方メートルの処分を計画しております。その事業費として、7,515万3,000円を予定しております。

なお、平成22年度におきましては、1事業、これは都市計画道路代替用地の処分でございますが、平成3年9月24日に取得いたしました阿波2丁目地内の保有地、松楽園さんの東側約150メートルぐらいのところに位置するものでございます。391.96平方メートルの処分を計画しております。その事業費として、9,998万5,000円を予定しております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ありがとうございます。

すみません、あとちょっと基本的なことを聞いて申しわけないんですけども、これ処分をする際に、町に処分をするというふうになると、5,000万円以上の分については議会の議決が必要になってくるかなと思うんですけども、それ以外の部分で、民間への売却とか、それに満たない金額になりますと、時期によっては議会のない時に処分をされる時もあると思いますけれども、議会への報告というか、議会との関連については、どういう形で私たちは知ることが出来るのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 面卷企画財政課長。

○企画財政課長（面卷昭男君） 議会の要件でございますが、平米当たりであったように記憶してるんですけども、またその処分に当たりましては、決算の時にも処分したということをご報告させていただくということになります。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。報告第3号 平成20年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第1号 奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第1号を日程に追加し審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第1号 奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、発議第1号に関しまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び

安定した産科医療体制の充実を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年3月3日提出

議会議員

里川 宜志子

辻 善次

これにつきましては、先日新聞報道がなされ、若いお母さん方からも色んな意見、また問い合わせなどをいただいたところ、非常に私自身も驚いておりました。

そして、私たち議会は、これまで奈良県の大淀病院の問題、また橿原の女性の死産の問題などがあって、そのたびに産科医療について、またそれらの子育て支援のためにも

健診の無料回数をふやそうと、ふやすべきだと、議会の中からもそういう声を上げてまいりました。そして、それにこたえて、斑鳩町自身も、今回提案されている予算では、これまで1回であった妊婦健診を5回まで拡大するという英断をさせていただいている。

非常に私たちとしては、今後も斑鳩町での子育て支援をしていこうという中で、この奈良県の考え方が一定示されたことについては大きな問題であると。やはり市町村レベルで医療を充実、存続させるという力は到底持てない。けれども、市町村の出来る努力は斑鳩町はやっている。

ですから、奈良県に対しても、県としてこれらの努力をぜひともしてもらわなければ、斑鳩町の施策にも逆行するのではないか。せっかく健診をする無料の回数をふやしても、健診する場所がないというようなことに陥っては大変だということで、議会の中で私たちもぜひとも声を上げていきたい。

特に、最終日では3月25日になってしまうことから、4月1日からの健診が危ぶまれている。3月いっぱい、12月出産までは見るというようなことも報道されていたことにかんがみまして、本日追加日程として一刻も早く奈良県の方へ要望をするためのこの意見書を提出したいということで提案をさせていただきましたので、意見書案につきましては、もう皆様方に既にお配りをさせていただいておりますので、意見書の内容については読み上げませんが、提案をさせていただいた理由を以上述べさせていただいたものです。

議員皆様さんのご賛同をぜひともいただきまして、奈良県への議会として意見書を上げられることをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

明4日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後 3 時 5 9 分 散会)